

リスクシナリオごとの脆弱性評価及び推進方針（素案）

1. 直接死を最大限防ぐ	
1-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や斜面地等にある住宅密集地における火災による死傷者の発生	
（脆弱性の分析・評価、課題の検討）	（リスクへの対応方策の検討）（推進方針）
<p>① 住宅・建築物の耐震化については、現状の耐震化率が住宅が約70%（H20）、建築物が約85%（H23）であるが、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震診断の義務付けに伴う耐震診断、耐震改修の経済的負担が大きいことから、目標達成に向けてきめ細かな対策が必要である。（土木部）</p> <p>② 特に、学校施設や幼稚園、保育所、認定こども園、社会体育施設については、避難所等に利用されることもあることから、耐震化対策の一層の促進を図る必要がある。（総務部、こども政策局、教育庁）</p> <p>③ 学校施設において、非構造部材の耐震対策の進捗が構造体に比べ遅れており、対策の一層の加速が必要である。（総務部、教育庁）</p> <p>④ 学校施設等の避難所は、高齢者や障害者など多様な地域住民が利用するため、スロープや手すり、便所、出入り口等のバリアフリー化を推進する必要がある。（総務部、教育庁）</p> <p>⑤ 文化財建造物の安全性を高めるため、耐震対策を促進する必要がある。（教育庁）</p> <p>⑥ 港湾、空港、鉄道等の交通施設及び沿線・沿道建物の複合的な倒壊を避けるため、これらの耐震化を促進する必要がある。（地域振興部）</p>	<p>① 住宅・建築物については、耐震診断、耐震改修計画の作成、耐震改修の支援により耐震化を市町や地域と連携して推進する。（土木部）</p> <p>② 既に耐震対策が完了している県立学校及び県立社会体育施設については、引き続き老朽化対策や耐震点検の実施など施設の安全性の確保に努める。また、市町立学校、公立幼稚園、公立保育所、市町立社会体育施設については、各市町に対して国庫補助制度を周知しながら耐震対策の早期完了を要請する。私立の幼稚園・保育所・認定こども園については、補助制度等について周知を図り、市町とも連携して耐震化未実施施設に対する働きかけを強化することにより、耐震化（非構造部材の耐震化も含む）を推進するとともに、国に対し耐震化工事に係る国庫補助の充実について要望を行う。（総務部、こども政策局、教育庁）</p> <p>③ 学校施設については、市町立・私立学校における非構造部材の耐震対策の進捗が構造体に比べ遅れていることから、設置者に対して国庫補助制度や国が作成したガイドブック等を周知しながら非構造部材の耐震対策を要請する。（総務部、教育庁）</p> <p>④ 学校は児童・生徒、教職員が学校生活を送るだけでなく、災害発生時には高齢者や障害者を含む多様な地域住民が避難所として利用することから、施設の新築や改築、長寿命化改修、大規模改造等の際はバリアフリーに対応した施設・設備の整備に努める。また、各設置者に対して国庫補助制度を周知しながらバリアフリー化の推進を働きかける。（総務部、教育庁）</p> <p>⑤ 文化財建造物を地震災害から守り、利用者の安全を確保するため、所有者に対し、耐震補強の実施や活用方法・避難方法の検討など、耐震対策の推進を働きかける。また、専門的見地から指導や助言を行うとともに、耐震設計及び耐震対策工事に対する助成を実施する。（教育庁）</p> <p>⑥ 港湾、空港、鉄道等の交通施設の耐震化について各施設管理者に働きかけるとともに、沿線・沿道建物の耐震化について耐震診断、耐震改修計画の作成の支援により耐震化を市町や地域と連携して推進する。（地域振興部）</p>

1. 直接死を最大限防ぐ

1-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や斜面地等にある住宅密集地における火災による死傷者の発生

⑦ 大規模地震時に被害を受けやすい大規模盛土造成地の位置及び安全性が確認できていない。また、無電柱化の対策が途上である（土木部）

⑧ 大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な道路が狭くて緊急車両が入れない斜面地にある密集市街地等の改善整備については、長崎市、佐世保市において取組が進んでいるものの、その解消には至っていないため、避難地等の整備、建築物の不燃化等により計画的な解消を図る必要がある。（土木部）

⑨ 大規模地震・火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されるため、広域的な連携体制を構築する必要がある。（危機管理監）

⑩ 帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保を図る必要がある。（危機管理監）

⑪ 県内の空き家率は増加し続けており、このうち老朽危険空家については、地域の防災や防犯に不安を与えているため、所有者への適切な維持管理を促す仕組みが必要である。（土木部）

⑦ 大規模地震時に被害を受けやすい大規模盛土造成地について、その場所の特定及び安全性の確認のための変動予測調査に取り組む。また、大規模地震時に被害を受けやすい電柱について、順次、無電柱化を推進することで、安全性の向上に取り組む。（土木部）

⑧-1 火災予防・被害軽減のための取組を推進する。また、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な斜面地にある密集市街地などの改善整備については、長崎市、佐世保市に対して密集市街地の改善整備の推進を働きかけるとともに、両市において実施している老朽住宅等の建替えと公共施設の整備促進（住宅市街地総合整備事業：密集市街地整備型）と連携し、住宅の不燃化・耐震化などにより計画的な改善を図る。（危機管理監、土木部）

⑧-2 都市の中心市街地等において、細分化された建築物や敷地を集約化する市街地再開発事業・土地区画整理事業等により、不燃化及び耐震化することで、災害に強いまちづくりを推進する。（土木部）

⑨ 大規模地震・火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の広域的な連携体制における具体的な実現に向け、訓練等の検討を行う。（危機管理監）

⑩ 民間事業者等との協定締結による帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保を図る。（危機管理監）

⑪ 空き家の維持管理や解体除却は、所有者により行われることが原則であり、県と市町が連携して、所有者による適切な管理を促すため、空き家の実態把握や、必要とされる情報や支援策、相談体制の整備をおこなう。（土木部）

（重要業績指標）

【土木】耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する大規模建築物のうち耐震性を有するものの割合 79%（R1）→90%（R7）

・別紙事業一覧 土木－建築1

【総務】私立学校の耐震化率 84.8%（R2）→100%（R7）

【福祉】私立幼稚園、私立保育所、私立幼保連携型認定こども園の耐震化率 88.8%（R元）→100%（R7）

・別紙事業一覧 福祉－こ未1

1. 直接死を最大限防ぐ

1-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や斜面地等にある住宅密集地における火災による死傷者の発生

(重要業績指標)

【教育】 県立学校施設及び社会体育施設の保全不備による事故発生件数 0件 (R2) → 0件を維持 (R7)

・別紙事業一覧 教育－教環 1

【土木】 大規模盛土造成地変動予測調査 (第二次スクリーニング計画) で対象とされた県有施設の第二次スクリーニング調査の実施率 0% (R2) → 100% (R7)

・別紙事業一覧 土木－都市1

【土木】 県管理道路の無電柱化整備延長 (累計) 38.6km (R2) → 46.5km (R7)

・別紙事業一覧 土木－道維1

【土木】 住宅市街地総合整備事業

・別紙事業一覧 土木－住宅1

【土木】 昭和56年5月31日以前の木造戸建住宅のうち耐震性を有するものの割合 85% (R2) → 95% (R7)

・別紙事業一覧 土木－住宅3

【土木】 市街地再開発事業

・別紙事業一覧 土木－住宅2

1. 直接死を最大限防ぐ

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 民間事業者等と給水活動等についての協定締結等による水利確保や、火災予防・被害軽減のための取組を推進する必要がある。また、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地（5,745ha(H23)）の改善整備については、地方公共団体において取組が進んでいるものの、その解消には至っていないため、道路・公園等の整備、老朽建築物の除却や建替え、不燃化等により、官民が連携して計画的な解消を図る必要がある。また、目標達成後も中長期的な視点から密集市街地の改善に向けて取り組む必要がある。（土木部）
- ② 逃げ遅れの発生等を防ぐため、多様な手段による緊急情報の確実な住民への伝達、ICT を活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進する必要がある。（危機管理監）
- ③ 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害リスクの高い場所での土地利用・施設利用のありかたを検討し、対策に取り組んでいく必要がある。（土木部）
- ④ 建築物等の火災の発生は様々な原因があることから、装備資機材の充実、各種訓練等により警察本部等の災害対応機関の災害対応能力を向上させる必要がある。（警察本部）

(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)

- ① 民間事業者等と給水活動等についての協定締結等による水利確保や、火災予防・被害軽減のための取組を推進する。また、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地の改善整備については、道路・公園等の整備、老朽建築物の除却や建て替え、不燃化等により、官民が連携して計画的な解消を図る。また、目標達成後も中長期的な視点から密集市街地の改善に向けて取り組む。（土木部）
- ② 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートや防災行政無線等多様な手段による緊急情報の確実な住民への伝達、ICT を活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進する。（危機管理監）
- ③-1 災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、立地適正化計画と防災との連携強化など、安全なまちづくりのための総合的な対策を、市町とともに推進する（土木部）
- ③-2 また、市町による災害リスクの見える化、建物等の立地に関する制度の活用等、災害リスクの高いエリアにおける立地の抑制及び同エリア外への移転を支援する。（土木部）
- ④ 災害現場での人命救助能力を高めるため、警察災害派遣隊の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化、整備等を図る。（警察本部）

(重要業績指標)

- 【土木】住宅市街地総合整備事業
・別紙事業一覧 土木－住宅1

1. 直接死を最大限防ぐ

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 島しょ、半島が多く、長い海岸線をもつ本県では、漁村の営みも多く、また港湾では物流・人流などの活動も行われる等、津波災害のリスクの高い地域に多くの人の生活があり、また就業者も多い状況であるため、津波に対する防災を検討しておく必要がある。(土木部)
- ② 各沿岸における高潮・高波に対する河川・海岸堤防等の計画高までの整備及び老朽化対策に向けて計画的かつ着実に進めていくとともに、適切に維持管理していく必要がある。また、河川・海岸堤防等の整備に当たっては、自然との共生及び環境との調和に配慮する必要がある。(水産部、土木部)
- ③ 沿岸市町において、地域防災計画と連携したハザードマップの整備が進んでいない。(水産部、土木部)
- ④ 津波からの避難を確実におこなうため、避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化、避難路の整備にあわせた無電柱化、沿道建物の耐震化等の対策を着実に進める必要がある。(土木部)
- ⑤ 老朽化等により開閉不良の閉鎖扉があり、確実な機能保全対策が必要である。(水産部、土木部)
- ⑥ 海岸防災林については、地域の実情等を踏まえ、津波に対する被害軽減効果の発揮が図られるよう、その機能の維持・強化等に取り組んでいく必要がある。(農林部)

(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)

- ① 島しょ、半島が多く、長い海岸線をもつ本県では、漁村の営みも多く、また港湾では物流・人流などの活動も行われる等、津波災害のリスクの高い地域に多くの人の生活があり、また就業者も多い状況であるため、津波に対する防災対策を進めていく。(土木部)
- ② 各沿岸における河川・海岸堤防等の計画高までの整備及び老朽化対策を計画的かつ着実に推進する。また、港湾・漁港管理者である市町に対しても、計画的かつ着実な整備を働きかける。また、河川・海岸堤防等の整備に当たっては、自然との共生及び環境との調和に配慮する。(水産部、土木部)
- ③ 沿岸市町に対して、引き続き速やかなハザードマップ作成を働きかけるとともに、浸水想定区域図等の資料の提供など必要な支援を行っていく。(水産部、土木部)
- ④ 津波対策のための避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化、避難路の整備にあわせた無電柱化、沿道建物の耐震化等の対策を関係機関が連携して推進する。(土木部)
- ⑤ 海岸堤防の老朽化点検をおこない、開閉不良扉においては修繕・改良をおこなう。(水産部、土木部)
- ⑥ 海岸防災林については、地域の実情等を踏まえ、津波に対する被害軽減効果の発揮が図られるよう、その機能の維持・強化等に取り組む。(農林部)

(重要業績指標)

- 【水産】 高潮対策による漁港海岸背後地の浸水被害軽減戸数 45戸 (R2) →55戸 (R7)
・別紙事業一覧 水産－漁港1
- 【土木】 高潮対策による海岸背後地の浸水被害軽減戸数 0戸 (R2) →338戸 (R7)
・別紙事業一覧 土木－港湾5
- 【土木】 老朽化対策による海岸背後地の浸水被害軽減戸数 0戸 (R2) →81戸 (R7)
・別紙事業一覧 土木－港湾6

1. 直接死を最大限防ぐ

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

(重要業績指標)

- 【土木】 県管理道路の無電柱化整備延長（累計） 38,6km (R2) →46.5km (R7)
・別紙事業一覧 土木―道維1
- 【土木】 通学路の歩道等の整備延長 0.0km (R2) →12.5km (R7)
・別紙事業一覧 土木―道維5
- 【農林】 ため池整備及び山地災害危険地区（Aランク）着手箇所数 804箇所 (R1) →933箇所 (R7)
・別紙事業一覧 農林―森整1

1. 直接死を最大限防ぐ

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 河道掘削や築堤、洪水調節施設の整備・機能強化等の対策等を推進するとともに、排水ポンプ、雨水貯留管等の排水施設の整備を推進している。また、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速におこなうため、洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成に全市町が取り組んでいるところだが全てのエリアをカバーできていない。なお、施設整備については、コスト削減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的におこなう必要がある。（県民生活環境部、土木部）
- ② 防災部局や下水道部局において、より迅速な対応をおこなうため、人材育成を推進する必要がある。（危機管理監、県民生活環境部）

(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)

- ① 河道掘削、築堤、洪水調節施設の整備・機能強化及び排水ポンプや雨水貯留管等の排水施設の整備等を着実に推進する。また、洪水ハザードマップや内水ハザードマップのカバーエリアを速やかに拡大するよう市町に働きかけるとともに、浸水想定区域図等の資料の提供など必要な支援を行っていく。また、雨量情報の市町への提供、「流域治水プロジェクト」のリスク情報発信等のソフト対策を推進する。なお、施設整備については、自然との共生及び環境との調和に配慮しつつ、コスト削減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的におこなう。（県民生活環境部、土木部）
- ② 防災部局や下水道部局の人材・組織体制等の整備のため、防災関係各種会議への参加や訓練の実施等を通じて市町の人材育成を推進する。（危機管理監、県民生活環境部）

(重要業績指標)

- 【県環】 下水道による都市浸水対策達成率 約64% (R2) →約67% (R7)
- 【土木】 事業完了ダム数 0 (R2) →3 (R7)
・別紙事業一覧 土木―河川1
- 【土木】 河川改修事業によって浸水被害が軽減される人家戸数 0戸 (R2) →755戸 (R7)
・別紙事業一覧 土木―河川3
- 【県環】 災害情報訓練及び雨の勉強会の開催（毎年1回） 100% (R2) →100% (R7)

1. 直接死を最大限防ぐ

1-5 大規模な火山噴火（雲仙岳）・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

（脆弱性の分析・評価、課題の検討）

- ① 長崎県は、いたるところで山岳、丘陵地が起伏し、また、半島や離島が多いため、平坦地に乏しく、土砂災害警戒区域が多く存在しており、昭和57年に死者行方不明者299人という長崎大水害が実際に起こっていることなどから、広域的かつ大規模な災害の発生が懸念される。（土木部）
- ② 土砂災害が発生するおそれのある土砂災害警戒区域を多く抱える長崎県では、土砂災害に対する施設設備や土砂災害防止法による警戒区域等の指定が途上であることや、災害には上限がないこと、様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策の着実な推進と警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。（危機管理監、土木部）
- ③ 山村の地域活動の停滞や農地の管理の放棄等に伴う森林・農地の国土保全機能の低下、地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等による農村や山地における災害発生リスクの高まりが懸念される。また、ため池の耐震化や、山地災害危険地区等に対する治山施設の整備等の対策が進められているが、その進捗に時間を要するため、人的被害が発生するおそれがある。流木による被害を防止・軽減するため、流木捕捉式治山ダムの設置や根系等の発達促進のための間伐など、崩壊土砂や流木の発生・流出形態に応じたきめ細かな対策を実施する必要がある。森林の整備に当たっては、鳥獣害対策を推進した上で、地域に根差した植生の活用など、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する必要がある。（農林部）
- ④ 雲仙普賢岳は、平成3年の噴火災害以降、砂防・治山施設の整備が進められているが、山腹には多量の堆積物が存在することや、山頂には約1億m³の不安定な溶岩ドームが存在し、崩壊のおそれがある。また、火山噴火等に対して対応が困難となり人的被害が発生するおそれがあるが、火山災害に係る具体的で実践的な避難計画の策定がなされていない。（農林部、土木部）

（リスクへの対応方策の検討）（推進方針）

- ① 総合防災ポータルを充実し、台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化を図る。（危機管理監、土木部）
- ②-1 土砂災害警戒区域の指定、火山災害に係る避難計画の策定等の進捗が途上であり、広域的かつ大規模の災害が発生した場合には現状の施策で十分に対応できないおそれがある等の課題があるため、広域的かつ大規模な災害発生時の対応方策について推進する。あわせて、砂防事業、森林整備事業等のハード対策の着実な推進に努める。（農林部、土木部）
- ②-2 なお、土砂災害が発生するおそれのある危険箇所土砂災害警戒区域の周知については、土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに市町と連携して、ハザードマップの早期作成、避難訓練等の実施等により警戒避難体制の確立を図る。（危機管理監、土木部）
- ③-1 ため池、農業用ダムの耐震性点検とそれを踏まえた施設の耐震化等のハード対策およびハザードマップの作成周知等のソフト対策による地域コミュニティの防災・減災力の向上に取り組む。（農林部）
- ③-2 流木による被害を防止・軽減するため、流木捕捉式治山ダムの設置や根系等の発達促進のための間伐など、崩壊土砂や流木の発生・流出形態に応じたきめ細かな対策を実施する。森林の整備に当たっては、鳥獣害対策を推進した上で、地域に根差した植生の活用など、自然と共生した多様な森林づくりを図る。（農林部）
- ④-1 大規模土石流や溶岩ドーム崩壊及び火山噴火による災害等に備え、国・県・市等の関係機関が連携して関係市の避難計画の策定を支援する。なお、火山災害は長期にわたる多方面への影響が懸念され、噴火等への適切な警戒、注視をおこなっていく必要があるが、雲仙岳火山防災協議会（平成27年1月設置）において、専門的知見を入れながら雲仙岳噴火等の対策が進められていることから、今後、必要に応じて、同協議会等の成果を加えていく。（危機管理監、農林部、土木部）

1. 直接死を最大限防ぐ

1-5 大規模な火山噴火（雲仙岳）・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

④-2 溶岩ドーム崩壊に対する住民避難に資するため、防災情報の強化を図るとともに住民の警戒避難対応や防災機関の情報伝達等の対応を確認するための合同防災訓練を実施する。さらに雲仙普賢岳及びその周辺地域において、観測調査、避難等に必要インフラ施設（登山道、避難施設等）の整備と十分な管理を図る。（危機管理監、土木部）

（重要業績指標）

【土木】土砂災害警戒区域・特別警戒区域内での土砂災害による死者数ゼロ 2人（R2）→0人（R7）

・別紙事業一覧 土木－砂防1

【農林】老朽ため池及び山地災害危険地区（Aランク）の整備着手箇所数 804箇所（R1）→933箇所（R7）

・別紙事業一覧 農林－森整1

【土木】土砂災害から保全される人家戸数 53,600戸（R2）→56,200戸（R7）

・別紙事業一覧 土木－砂防3

【農林】ため池整備及び山地災害危険地区（Aランク）着手箇所数 804箇所（R1）→933箇所（R7）

・別紙事業一覧 農林－農整1

【危機】火山噴火による災害に備えた関係市の具体的な避難計画の策定 数値目標なし

1. 直接死を最大限防ぐ

1-6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階からの利用者への情報提供により、鉄道やバスの車内、航空機内及び空港内に多数の旅客が取り残される事態を回避する必要がある。(交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階から利用者へ情報提供を推進する。(地域振興部))
- ② 災害等に対して主体的に行動する力を育成するために、実践的な安全、防災教育を推進することが必要である。(教育庁)
- ③ 暴風等に伴う道路施設の被災・倒壊により、第三者被害が発生する可能性がある。(土木部)
- ④ 暴風等に伴う電柱の倒壊、折損により緊急車両の不通や停電等の二次被害を引き起こす可能性がある。(土木部)

(リスクへの対応方策の検討)(推進方針)

- ① 交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階から利用者へ情報提供を推進する。(地域振興部)
- ② 災害等に対して主体的に行動する力を育成するために、学校種・地域の特性に応じた継続的で発展的な学校安全に係る取組を進める体制を構築することが必要である。(教育庁)
- ③ 定期的な点検により適切な道路施設の維持管理を行う。(土木部)
- ④ 緊急車両の通行確保及び停電等による二次被害の発生を防止するため、市街地等の幹線道路の無電柱化を推進する。(土木部)

(重要業績指標)

【土木】 県管理道路の無電柱化整備延長 (累計) 38,6km (R2) →46.5km (R7)
・別紙事業一覧 土木-道維1

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 陸・海・空の物資輸送ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進めるとともに、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。多くの離島半島を有する本県における港においては、陸上輸送の寸断に備え、海上輸送の拠点となっている港の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策を推進する必要がある。また、大規模災害時に船舶の活用が迅速に対応可能となるよう、地方公共団体等においてマニュアル等の策定、防災訓練でのマッチングシステムの運用等を進める必要がある。(地域振興部、水産部、土木部、警察本部)
- ② 災害時に緊急輸送の拠点となる空港機能として、発災後早期の段階で、救急・救命活動等の拠点機能、及び緊急物資・人員等輸送受け入れ機能を有する必要がある。(土木部)
- ③ 災害時に被災地へ円滑な物資供給を行うため、官民が連携した物資調達の仕組みを構築する必要がある。また、災害関連情報の収集・提供を行うため、小型無人機の導入、早期の被害情報の把握等を行うシステムの構築・整備など、情報収集・提供手段の確保に向けた取組を推進する必要がある。(地域振興部)
- ④ 発災後に、民間プローブ情報の活用等により道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。(土木部、警察本部)
- ⑤ 交通渋滞により、災害応急対策等に從事する車両が避難所等に到達できない事態を回避するため、官民の自動車プローブ情報の活用、広域交通管制システムの高度化、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進めていく必要がある。また、通行止めなどの交通規制及び渋滞等の情報を自動車運転者等に提供し、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、県民の理解と協力を促していく必要がある。(警察本部)
- ⑥ 水道施設の耐震適合率は28.3%（上水道基幹管路 H30）であり、老朽化対策と合わせ耐震化を促進するとともに、地下水や雨水、再生水等の多様な水源利用の検討を進める必要

(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)

- ① 陸・海・空の物資輸送ルートを実際に確保するため、陸上輸送の寸断に備え、海上輸送の拠点となっている港の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策を着実に推進するとともに、道路の防災・耐震対策、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築、県有車両の活用、民有車両の借上げ、定期旅客航路の予備船等の借上げ、建設業協会との災害支援協定に基づく航路啓開等の支援、ヘリコプターによる空中輸送体制の確立、国に対する自衛隊の災害派遣要請、海上保安部への支援要請、燃料等確保のための関係業界への協力要請等により輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。(地域振興部、水産部、土木部、警察本部)
- ②③ 交通施設の災害対応力を強化する対策（道路・鉄道・港湾・海岸・空港の防災・震災対策、老朽化対策、緊急輸送道路の無電柱化等）、交通施設を守る周辺対策（水害、土砂災害等に関するリスクの洗い出し・情報共有・調査研究等、治水・治山・海岸・砂防等の対策）を推進する。(地域振興部、土木部)
- ④ 発災後に、民間プローブ情報の活用等により道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、長崎県建設業協会等との協定に基づく訓練を実施する。(土木部、警察本部)
- ⑤ 災害応急対策等に從事する車両が避難所等に到達できない事態を回避するため、交通監視カメラや道路管理用カメラ等の活用、官民の自動車プローブ情報の活用、広域交通管制システムの高度化、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進める。また、交通規制等の情報提供により、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、県民の理解と協力を促す。(警察本部)
- ⑥ 水道施設の耐震化については、水道事業者に対して、施設の耐震性能の把握とともに耐震計画の策定により計画的な整備を働きかける。また、地下水や雨水、再生水などの多様な水

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

がある。(県民生活環境部)

⑦ 地下水源の濁りについては、水道利用に対する、利用者への迅速な情報提供が必要。(県民生活環境部)

⑧ 耐食性・耐震性に優れたガス管への取替えについて、学校等の関係機関と連携しつつ、老朽化対策と合わせ着実に推進する必要がある。(総務部、教育庁)

⑨-1 地域における食料・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力を強化するとともに、各家庭、避難所等における備蓄量の確保を促進する必要がある。(福祉保健部)

⑩ 応急用食料の調達について、災害時における物資の供給に関する協定を締結している民間流通備蓄と連携し実効性を高める必要がある。(地域振興部、福祉保健部)

⑪ 物資調達・輸送調整等支援システムを活用した訓練等を実施することで、円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築を図り、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。(地域振興部、福祉保健部)

⑫ 離島の自治体や警察・消防等防災機関職員の被災により、救出・救助等の災害応急対策をおこなう要員に欠員が生じるおそれがあり、またその欠員を補う支援要員が到着するまでに相当の時間を要する。(福祉保健部、警察本部ほか)

源の利用を働きかける。併せて、上水道、簡易水道施設等の耐震化を推進するため、水道事業者へ国の補助制度を活用した施設整備を働きかけていくとともに、水道事業に対する国庫補助の採択要件の緩和及び補助率引き上げ等の財政支援の拡充を国へ求めていく。(県民生活環境部)

⑦ 地下水源の濁り対策については、水道事業者に対し、速やかに応急措置を求めるとともに、利用者に対しての必要な情報が逐次提供されるよう働きかける。(県民生活環境部)

⑧ 耐食性・耐震性に優れたガス管への取替えについては、県立学校では必要に応じて大規模改造工事等の実施に合わせて取り組む。各設置者に対して国庫補助制度を周知しながら耐食性・耐震性に優れたガス管への取替えを働きかける。(総務部、教育庁)

⑨-1 地域における食料・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力を強化するとともに、各家庭、避難所等における備蓄量の確保を促進する。(福祉保健部)

⑨-2 「災害時の物資備蓄等に関する基本方針」に基づき、備蓄目標品目の必要数量の確保を推進する。(福祉保健部)

⑩ 応急用食料の調達について、災害時における物資の供給に関する協定を締結している民間流通備蓄と連携し実効性を高める。(福祉保健部)

⑪ 物資調達・輸送調整等支援システムを活用した訓練等を実施することで、円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築を図り、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める。(地域振興部、福祉保健部)

⑫ 特に、離島において大規模災害が発生した場合に備え、住民及び災害応急対策従事者の非常食糧等について、計画的な備蓄をおこなう。(危機管理監、福祉保健部、警察本部ほか)

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(重要業績指標)

- 【土木】海上交通ネットワークの拠点となる港湾の整備率 25% (R2) →83% (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木－港湾2
- 【土木】老朽化対策による港湾施設の整備率 14% (R2) →69% (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木－港湾4
- 【土木】道路斜面等の要対策箇所の対策完了箇所数 128箇所 (R2) →206箇所 (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木－道維2
- 【土木】トンネルの補修実施橋梁数 8施設 (R2) →59施設 (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木－道維3
- 【土木】橋梁の補修実施橋梁数 87橋 (R2) →197橋 (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木－道維4
- 【土木】国道・県道の補修基準値を下回る区間における舗装補修延長 (R2～R7の累積) 0km (R2) →150km (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木－道維6
- 【土木】高潮対策による海岸背後地の浸水被害軽減戸数 0戸 (R2) →338戸 (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木－港湾5
- 【土木】老朽化対策による海岸背後地の浸水被害軽減戸数 0戸 (R2) →81戸 (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木－港湾6
- 【教育】県立学校施設及び社会体育施設の保全不備による事故発生件数 0件 (R2) →0件を維持 (R7)
 - ・別紙事業一覧 教育－教環1

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

① 長崎県は、九州の西北部に位置し台風常襲地帯であり、いたるところに山岳・丘陵が起伏し、平坦地が貧しく、各所に半島が突出し、大規模災害の脅威を有しているため、道路や港の耐震対策・耐波性能の強化や緊急輸送道路の無電柱化及びリダンダンシーの向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波対策等を進めているが、進捗が途上であること、広域的かつ大規模の災害が発生した場合には現状の施策では十分に対応できないおそれがある等の課題があるため、進捗を推進するとともに対応方策を検討する必要がある。(水産部、土木部)

(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)

① 行政機関の機能を守る周辺対策(道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、及びリダンダンシーの向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築のため西九州自動車道・九州横断自動車道(高規格幹線道路)、島原道路・西彼杵道路(地域高規格道路)等の重点的な整備、東彼杵道路の事業化、島原天草長島連絡道路の早期実現、県道の計画的な整備、海上輸送の拠点となっている港の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波・風水害対策、治山対策等)の着実な進捗を図る。(水産部、土木部)

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

② 孤立離島の発生の抑制と長期化を回避するため、本土離島間及び離島間に就航している定期航路が利用する港の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策を着実に推進する必要がある。(土木部)

③ 洪水・土砂災害・津波・高潮・風水害対策、治山対策等を着実に推進していく必要がある。(農林部)

④ 災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するための体制の整備、必要な装備資機材の整備、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等について進めているが進捗途上にあるため、それらを推進する必要がある。(危機管理監、土木部、警察本部)

⑤ 広範囲に被災が及んだ場合、原材料が入手できない等の理由により、十分な応急用食料等を調達できないおそれがあり、民間備蓄との連携等による県全体の備蓄の推進や企業連携型BCP等の取組促進・改善を図る必要がある。(産業労働部)

⑥ 県内行政機関等(警察含む)の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。(危機管理監、総務部、警察本部)

⑦ 民間プローブ情報の活用等による道路交通情報の的確な把握と提供を推進する必要がある。(警察本部)

⑧ 緊急時に迅速にかつ漏れなく対応するため、災害対策本部で収集されたデータをマスコミに対して情報発信する体制作りが必要。(危機管理監、総務部)

② 離島地域における行政機関の機能を守る周辺対策(防災機能策の向上として、未改良区間の整備、防災・老朽化・耐震対策等を実施し、既存の国県道の強靱化、海上輸送の拠点となっている港の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波・風水害対策、治山対策等)の着実な進捗を図る。(土木部)

③ 洪水・土砂災害・津波・高潮・風水害対策、治山対策等を着実に推進する。(農林部)

④ 市町における防災行政無線のデジタル化の推進、旅行者(外国人を含む)を含めた避難者に対する避難標識等の情報提供の在り方の検討、市町や一般への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を着実に推進し、また、災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、行政機関や警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化、災害関連情報の収集・提供のためのシステムの整備、地理空間情報の活用等を推進する。(危機管理監、土木部、警察本部)

⑤-1 地域における食料・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力を強化するとともに、各家庭、避難所等における備蓄量の確保を促進する。また、広範囲に被災が及ぶ場合を想定し、原材料の入手や十分な応急用食料等の調達のための民間備蓄との連携等による県全体の備蓄の推進や企業連携型BCP等の取組を関係機関と連携しながら促進・改善する。(産業労働部)

⑤-2 広範囲に被災が及ぶ場合を想定し、各家庭、避難所等における食料備蓄を推進する。(福祉保健部)

⑥ 県内行政機関(警察含む)が策定しているBCP計画について、組織改正や人事異動に伴う非常時優先業務の執行体制の見直しや業務立上げ時間の短縮を図るなど見直しを行う。(危機管理監、警察本部)

⑦ 「適切な災害関連情報の収集・提供」をおこなうため、民間プローブ情報の活用等により多様な情報収集・提供手段の確保に努める。(警察本部)

⑧ 災害対策本部で収集されたデータをマスコミに対して、迅速にかつ漏れなく情報発信する

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

体制を強化する。(危機管理監、総務部)

(重要業績指標)

- 【土木】 高規格幹線道路・地域高規格道路の供用延長 135.9km (R2) →150.4km (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―道建1
- 【土木】 国県道の供用延長(累計) - (R2) →37.6km (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―道建2
- 【土木】 県管理道路の無電柱化整備延長(累計) 38,6km (R2) →46.5km (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―道維1
- 【土木】 道路斜面等の要対策箇所対策完了箇所数 128箇所 (R2) →206箇所 (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―道維2
- 【土木】 トンネルの補修実施橋梁数 8施設 (R2) →59施設 (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―道維3
- 【土木】 橋梁の補修実施橋梁数 87橋 (R2) →197橋 (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―道維4
- 【土木】 国道・県道の補修基準値を下回る区間における舗装補修延長 (R2～R7の累積) 0km (R2) →150km (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―道維6
- 【土木】 海上交通ネットワークの拠点となる港湾の整備率 25% (R2) →83% (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―港湾2
- 【土木】 高潮対策による海岸背後地の浸水被害軽減戸数 0戸 (R2) →338戸 (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―港湾5
- 【土木】 河川改修事業によって浸水被害が軽減される人家戸数 0戸 (R2) →755戸 (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―河川3
- 【土木】 LCCを考慮した砂防関係施設の長寿命化計画の策定完了数 0箇所 (R2) →1500箇所 (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―砂防2
- 【土木】 土砂災害から保全される人家戸数 53,600戸 (R2) →56,200戸 (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―砂防3
- 【土木】 老朽化対策による港湾施設の整備率 14% (R2) →69% (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―港湾4
- 【農林】 ため池整備及び山地災害危険地区(Aランク)着手箇所数 804箇所 (R1) →933箇所 (R7)
 - ・別紙事業一覧 農林―森整1

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-3 警察、消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 警察、消防において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化や、水防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム（DMAT）の養成、道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する必要がある。さらに、TEC-FORCE など派遣隊の受け入れ体制を整えておく必要がある。（危機管理監、福祉保健部、土木部、警察本部）
- ② 災害対応において関係機関毎に体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務の標準化、情報の共有化に関する検討を行い、必要な事項について標準化を推進する必要がある。また、地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、明確な目標の下に合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めていく必要がある。（危機管理監、文化観光国際部、警察本部）
- ③ 自治体、関係府省庁の連携等により、活動拠点・活動経路の耐災害性を向上させるとともに、民間プローブ情報の活用、信号機電源付加装置の整備、地図情報の標準化に関する検討等を推進し、円滑な活動を支援する必要がある。（警察本部）
- ④ 南海トラフ巨大地震等に備え、特に九州各県の警察災害派遣隊即応部隊、緊急消防援助隊の連携強化及び災害対処能力の向上を図る必要がある。（危機管理監、警察本部）

(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)

- ① 警察、消防において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する。加えて、消防団や水防団の体制・装備・教育訓練の充実強化を図る。（危機管理監、警察本部）
- ② 関係機関の災害対応業務の標準化、情報の共有化に関する検討をおこない、関係機関の連携強化を推進する。また、地域の特性や観光施設等における利用者の安全の確保等、様々な災害を想定した訓練を実施するとともに、明確な目標の下に合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高める。（危機管理監、文化観光国際部、警察本部）
- ③ 民間プローブ情報の活用による迅速な道路交通情報の把握、信号機電源付加装置の整備等を推進し、円滑な活動を支援する。（警察本部）
- ④ 南海トラフ巨大地震等に備え、特に九州各県の警察災害派遣隊即応部隊、緊急消防援助隊の連携強化及び災害対処能力向上のため、関係防災機関を交えた、具体的な被害想定に基づく合同訓練を計画的に実施する。（危機管理監、警察本部）

(重要業績指標)

【危機】 人口千人あたりの消防団員数 14.6 人 (R2) →14.7 人 (R7)

【警察】 停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数 190台 (R2) →215台 (R7)

・別紙事業一覧 警察－交規 1

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 医療施設又は福祉施設において、災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、自立・分散型エネルギー整備への支援が進められているが、インフラ被災時には供給できなくなるため、道路や港湾施設の防災、震災対策、リダンダンシーの向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築や地震・津波・風水害対策等を着実に推進する必要がある。(土木部)
- ② 広域かつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者が応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、医師会との災害時協定など連携の強化を推進する必要がある。(福祉保健部)
- ③ 災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化は完了したが(H29)、その他の医療施設のうち耐震化が未了の施設では、大規模地震により医療機能を提供できないおそれがあることから、耐震化を着実に推進する必要がある。(福祉保健部)
- ④ 社会福祉施設は被災時に孤立した場合の支援が不十分であり、適切に対応する必要がある。(福祉保健部)
- ⑤ 複数のプログラムに関連する災害派遣医療チーム(DMAT)については、県内全ての災害拠点病院に配置する目標を達成済であるが、インフラ被災時には到達できなくなるため、緊急輸送道路の無電柱化、及びリダンダンシーの向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築、海上輸送の拠点となっている港の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波対策等の着実な進捗と支援物資の物流を確保する必要がある。(水産部、土木部)

(リスクへの対応方策の検討)(推進方針)

- ① インフラ被災時にはエネルギーが供給できなくなるため、道路や港湾施設の防災、震災対策、老朽化対策、リダンダンシーの向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築のため西九州自動車道・九州横断自動車道(高規格幹線道路)の整備促進、島原道路・西彼杵道路(地域高規格道路)等の重点的な整備推進。東彼杵道路の事業化及び島原天草長島連絡道路の早期実現に向けた取組み、国県道の計画的な整備、地震・津波・風水害対策等を着実に実施する。(土木部)
- ② 被災時における大量の傷病者に対応するため、市町と地域の医師会との災害時協定の締結の支援、災害医療従事者研修会の開催による災害医療従事者の医療技術の向上と、災害拠点病院や地域の二次救急医療機関相互の連携強化を推進する。(福祉保健部)
- ③ 大規模災害時に中核となる災害拠点病院や救命救急センターについては耐震化が完了しており、二次救急医療機関などその他の医療施設について、耐震改修の支援により耐震化を推進する。(福祉保健部)
- ④ 大規模災害時において被災者に対し適切な福祉支援がおこなえるよう、被災地外から広域的に福祉人材を派遣する仕組みとして、民間事業者、団体等の広域的な福祉支援ネットワーク構築に対する支援をおこなう。(福祉保健部)
- ⑤ 災害派遣医療チーム(DMAT)が災害拠点病院等に到達できるよう、緊急輸送道路の無電柱化、及びリダンダンシーの向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築のため西九州自動車道・九州横断自動車道(高規格幹線道路)の整備促進、島原道路・西彼杵道路(地域高規格道路)等の重点的な整備推進、東彼杵道路の事業化及び島原天草長島連絡道路の早期実現に向けた取組みを実施する。さらに海上輸送の拠点となっている港の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波対策等の着実な進捗と支援物資の物流を確保する。(水産部、土木部)

(重要業績指標)

【土木】高規格幹線道路・地域高規格道路の供用延長 135.9km(R2)→150.4km(R7)
・別紙事業一覧 土木―道建1

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(重要業績指標)

- 【土木】 国県道の供用延長（累計） — (R2) →37.6km (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木—道建2
- 【土木】 海上交通ネットワークの拠点となる港湾の整備率 25% (R2) →83% (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木—港湾2
- 【土木】 老朽化対策による港湾施設の整備率 14% (R2) →69% (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木—港湾4
- 【土木】 県管理道路の無電柱化整備延長（累計） 38,6km (R2) →46.5km (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木—道維1
- 【土木】 高潮対策による海岸背後地の浸水被害軽減戸数 0戸 (R2) →338戸 (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木—港湾5

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-5 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 学校施設の多くが指定避難所に指定されていることを踏まえ、非構造部材を含めた耐震対策、老朽対策による施設の安全を確保するとともに、トイレ等施設のバリアフリー化など、防災機能の強化を図る必要がある。(教育庁)
- ② 一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所のさらなる指定促進を図る。(福祉保健部)
- ③ 避難所で必要となる水、食料、燃料などの必要物資の確保に関し、水道の応急対策の強化、危機時における地下水、雨水、再生水などの多様な代替水源の利用に関する検討及び利用機材の普及促進、円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給などの後方支援を専門とする人材養成を進め、物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないようにする必要がある。また、被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも備蓄する必要がある。(県民生活環境部、福祉保健部)

(リスクへの対応方策の検討)(推進方針)

- ① 学校施設の多くが指定避難所に指定されていることを踏まえ、老朽対策による施設の安全を確保するとともに、トイレ等施設のバリアフリー化など、防災機能の強化を推進する。(教育庁)
- ② 高齢者や障害者、母子など特性に応じた福祉避難所の確保に向け、各市町と連携しながら対応する。また、「福祉避難所運用マニュアル」の未策定の市町には策定を促し、併せて、感染症対策についての項目も適宜、マニュアルに追加するよう周知していく。(福祉保健部)
- ③ 避難所で必要となる水、食料、燃料などの必要物資の確保に関し、水道の応急対策の強化、危機時における地下水、雨水、再生水などの多様な代替水源の利用に関する検討及び利用機材の普及促進、円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給などの後方支援を専門とする人材養成を進め、物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないようにする。また、被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位において必要な備蓄等を推進する。(県民生活環境部、福祉保健部)

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-5 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

④ 災害時に防災拠点となる庁舎等についても耐震化を進め、庁舎の被災による、行政機能の低下を招かないようにする必要がある。また、災害対策本部内に設置する保健医療調整本部や保健所の指揮調整機能の支援のための訓練を受けたチームを養成する等により、被災各地区の保健医療ニーズに応じた各保健医療活動チーム等の支援資源の配分と、各保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築する必要がある。(総務部、福祉保健部)

④-1 災害時に防災拠点となる庁舎等についても耐震化を進め、庁舎の被災による、行政機能の低下を招かないようにする。また、災害対策本部内に設置する保健医療調整本部や保健所の指揮調整機能の支援のための訓練を受けたチームを養成する等により、被災各地区の保健医療ニーズに応じた各保健医療活動チーム等の支援資源の配分と、各保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築する。(総務部、福祉保健部)

④-2 道の駅や国立青少年教育施設など、災害時に活用が可能な施設について、役割を明確化するとともに防災機能を強化する。(危機管理監、土木部)

(重要業績指標)

【教育】 県立学校施設及び社会体育施設の保全不備による事故発生件数 0件 (R2) → 0件を維持 (R7)

・別紙事業一覧 教育－教環1

【福祉】 福祉避難所開設・運用マニュアル策定済み市町数 11市町 (R2) → 21市町 (R7)

【危機】 防災拠点となる公共施設の耐震率 12月上旬頃判明 (R2) → 現状+5% (R7)

【福祉】 市町職員等と連携した災害対応訓練の実施保健所数 5保健所 (R1) → 県下10保健所 (長崎市、佐世保市含) (R2)

・別紙事業一覧 福祉－福保1

【土木】 防災機能を有する緑地の整備港数 2港 (R2) → 2港 (R7)

・別紙事業一覧 土木－港湾1

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模な発生

<p>(脆弱性の分析・評価、課題の検討)</p> <p>① 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から、市町と連携を強化し、コロナ禍における感染予防に重視した避難所運営体制構築と避難者へ正しい感染症予防等の情報が提供できる方法を検討しておく必要がある。(福祉保健部)</p> <p>② 下水道の主要な管渠の耐震化を早急に進める必要があるが、下水道管の耐震診断及び改修の財源確保が課題である。また、停電時でも処理機能を損なわないよう下水処理場、ポンプ場およびマンホールポンプの電源確保も課題となる。(県民生活環境部)</p>	<p>(リスクへの対応方策の検討)(推進方針)</p> <p>① 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から適切な健康診断や予防接種を促進するよう市町に働きかけるとともに、消毒や害虫駆除等を必要に応じ実施できる体制を維持する。また、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保つため、必要な薬剤や備品についての確に確保できるようにしておく。さらに、避難者に対し、正しい感染症予防等の情報が提供できるよう、市町と連携する。(福祉保健部)</p> <p>② 市町と連携して下水道施設の耐震化を推進していくとともに、被災者の生活空間から下水を速やかに排除し処理を行なうために、各団体における下水道BCPのブラッシュアップを図る。(県民生活環境部)</p>
<p>(重要業績指標)</p> <p>【福祉】市町職員等と連携した災害対応訓練の実施保健所数 5保健所(R1)→県下10保健所(長崎市、佐世保市含)(R2) ・別紙事業一覧 福祉-福保1</p> <p>【県環】重要な幹線における管渠耐震化率 約50%(R2)→約53%(R7) ・別紙事業一覧 県環-水対1</p>	

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

<p>(脆弱性の分析・評価、課題の検討)</p> <p>① 治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化を図る必要がある。(警察本部)</p> <p>② 信号機電源付加装置をはじめとする交通安全施設等の整備等を進めていく必要がある。(警察本部)</p>	<p>(リスクへの対応方策の検討)(推進方針)</p> <p>① 災害現場での人命救助能力の向上のため、警察災害派遣隊の訓練練度の向上を図るための訓練を継続して行うとともに、体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化、新規整備・更新を推進する。(警察本部)</p> <p>② 信号機電源付加装置をはじめとする交通安全施設等の整備等を進める。(警察本部)</p>
--	---

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

(重要業績指標)

なし

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-2 長崎県内の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 県内行政機関等の機能不全は、事後の全てのフェーズの回復速度に直接的に影響することから、レジリエンスの観点から極めて重要であるため、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。(危機管理監)
- ② 県内自治体における業務継続計画の作成及び見直し、実効性の向上を促進すること等により、業務継続体制を強化する必要がある。(危機管理監)
- ③ 防災拠点となる公共施設等の耐震化の完了に向けて引き続き対策を実施する必要がある。(総務部)
- ④ また、庁舎が被災したときの業務バックアップ拠点となり得る学校、社会体育施設等の耐震化を促進する必要がある。(総務部、教育庁)
- ⑤ 市町村庁舎の耐震化率については、全国平均75.5% (H27) に対し、本県は52-2% (H27) で全国最下位。災害対策本部が設置される本庁舎が未改修も令和2年8月時点で7市町ある。(土木部)
- ⑥ 警察署や警察施設の耐震化については約95% (R2) にとどまることから、大規模災害時には、警察機能が十分機能するよう、全ての施設の耐震化を推進する必要がある。(警察本部)

(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)

- ① 県内行政機関(警察を含む)の機能確保はレジリエンス(強靭さ)の観点から極めて重要な意味を担うことから、県内各自治体等における業務継続計画の策定及び見直し、実効性向上のための取組の促進、協定の締結等により、業務継続体制を強化するとともに、計画を適切に整備するための協議の場を設け、働きかけをおこなっていく。(危機管理監、総務部、警察本部)
- ② 被災リスクに備えた県内各自治体等間の連携スキームの構築(救急・救助、医療活動等の維持に必要な石油製品の備蓄方法、供給体制の構築等)を推進する。(危機管理監)
- ③④ 庁舎が被災したときの業務バックアップ拠点となり得る学校、社会体育施設の耐震対策等を促進するため、県立学校及び県立社会体育施設については、引き続き老朽化対策や耐震点検の実施など施設の安全性の確保に努める。また、市町立学校、公立幼稚園、市町立社会体育施設については、各設置者に対して国庫補助制度を周知しながら耐震対策の早期完了を要請する。(危機管理監、総務部、教育庁)
- ⑤ 災害時に防災拠点となる市町村庁舎については、長崎県耐震改修促進計画による要安全確認計画記載建築物に指定することにより、耐震診断結果の報告を義務付け、その結果を公表し、防災拠点の耐震化を推進する。(土木部)
- ⑥ 警察署や警察施設の耐震化等地域における活動拠点となる警察施設の耐震化を推進する。(警察本部)

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-2 長崎県内の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- | | |
|---|--|
| <p>⑦ 学校施設において、非構造部材の耐震対策の進捗が構造体に比べ遅れており、対策の一層の加速が必要である。(総務部、教育庁)</p> <p>⑧ 離島の自治体や警察・消防等防災機関職員の被災により、救出救助等災害応急対策をおこなう要員に欠員が生じるおそれがあり、またその欠員を補う支援要員が到着するまでに相当の時間を要する。(福祉保健部、警察本部ほか)</p> <p>⑨ 離島・半島の自治体や警察・消防等防災機関は、大規模災害の発生に際し、災害応急対策の拠点や被災住民の一時的な避難場所となるが、電気・水道・通信回線等のライフラインが供給途絶するおそれがある。(総務部、警察本部ほか)</p> <p>⑩ 半島においても、沿岸部を通る国道・県道等が地震・津波によって、また山間部を通る国道・県道等が地震・土砂災害によって破壊され孤立するおそれがある。更に、道路の損壊状況によっては、支援要員の到着に時間を要する。(警察本部)</p> <p>⑪ 電力供給遮断等の非常時に、避難住民の受入れをおこなう避難所や防災拠点等(公共施設等)において、避難住民の生活や災害対策活動等に必要不可欠な電力を確保するために、非常用発電機等の整備を推進する必要がある。(危機管理監、総務部、警察本部)</p> <p>⑫ 行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、及びリダンダンシーの向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築、海上輸送の拠点となっている港の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波対策等を着実に推進する必要がある。(水産部、土木部)</p> <p>⑬ 大規模災害発生時に県外からの広域的な支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的に被災地を支援するための体制を確保する必要がある(危機管理監)</p> | <p>⑦ 学校施設においては、非構造部材の耐震対策の進捗が構造体に比べ遅れていることから、設置者に対して国庫補助制度や国が作成したガイドブック等を周知しながら非構造部材の耐震対策を要請する。(総務部、教育庁)</p> <p>⑧ 特に、離島において大規模災害が発生した場合に備え、住民及び災害応急対策従事者の非常食糧等について、計画的な備蓄をおこなう。(危機管理監、福祉保健部、警察本部ほか)</p> <p>⑨⑩ 電源供給の途絶や通信回線のライフラインの途絶に備え、耐災害性の強化や代替手段の検討に取り組む。(総務部、警察本部ほか)</p> <p>⑪ 電力供給遮断等の非常時に避難住民の受入れをおこなう避難場所や防災拠点等(公共施設等)において、太陽光発電設備、非常用発電機、応急用電源車等の整備等避難住民の生活等に必要不可欠な電力の確保に努める。特に、防災拠点の非常用発電機の整備が困難な場合は、レンタル会社との協定を結ぶなど具体的な対策を講じておく。(危機管理監、総務部、警察本部)</p> <p>⑫ 行政機関の機能を守る周辺対策(道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、及びリダンダンシーの向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築のため西九州自動車道・九州横断自動車道(高規格幹線道路)の整備促進、島原道路・西彼杵道路(地域高規格道路)等の重点的な整備推進、東彼杵道路の事業化及び島原天草長島連絡道路の早期実現に向けた取組み、国県道の計画的な整備、海上輸送の拠点となっている港の耐震・耐波性能を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波・風水害対策)の着実な進捗を図る。(水産部、土木部)</p> <p>⑬-1 大規模災害発生時に県外からの広域的な支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的に被災地を支援するため、県災害時受援計画を適宜見直すとともに、同計画に基づく訓練等を実施するなど、計画の実効性の確保に努める。(危機管理監)</p> |
|---|--|

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-2 長崎県内の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

⑬-2 市町に対して、県外からの広域的な支援を円滑に受け入れ迅速かつ効果的に災害対策にあたれるよう、市町災害時受援計画の作成、見直しについての助言等を行う。(危機管理監)

(重要業績指標)

- 【総務】 公共施設等総合管理基本方針の改訂 0 (R2) →100% (R7)
- 【教育】 県立学校施設及び社会体育施設の保全不備による事故発生件数 0件 (R2) →0件を維持 (R7)
- ・別紙事業一覧 教育-教環1
- 【土木】 耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する大規模建築物のうち耐震性を有するものの割合 79% (R1) →90% (R7)
- ・別紙事業一覧 土木-建築1
- 【警察】 停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数 190台 (R2) →215台 (R7)
- ・別紙事業一覧 警察-交規1
- 【警察】 警察施設の耐震化 95% (R2) →95% (R7)
- 【警察】 非常用発電機の整備 45% (R2) →63% (R7)
- ・別紙事業一覧 警察-崎装1
- 【土木】 高規格幹線道路・地域高規格道路の供用延長 135.9km (R2) →150.4km (R7)
- ・別紙事業一覧 土木-道建1
- 【土木】 国県道の供用延長 (累計) — (R2) →37.6km (R7)
- ・別紙事業一覧 土木-道建2
- 【土木】 県管理道路の無電柱化整備延長 (累計) 38.6km (R2) →46.5km (R7)
- ・別紙事業一覧 土木-道維1
- 【土木】 道路斜面等の要対策箇所の対策完了箇所数 128箇所 (R2) →206箇所 (R7)
- ・別紙事業一覧 土木-道維2
- 【土木】 トンネルの補修実施橋梁数 8施設 (R2) →59施設 (R7)
- ・別紙事業一覧 土木-道維3
- 【土木】 橋梁の補修実施橋梁数 87橋 (R2) →197橋 (R7)
- ・別紙事業一覧 土木-道維4
- 【土木】 国道・県道の補修基準値を下回る区間における舗装補修延長 (R2～R7の累積) 0km (R2) →150km (R7)
- ・別紙事業一覧 土木-道維6
- 【土木】 長寿命化計画に基づく遊具等の更新数 25施設 (R2) →75施設 (R7)
- ・別紙事業一覧 土木-道維7
- 【土木】 海上交通ネットワークの拠点となる港湾の整備率 25% (R2) →83% (R7)
- ・別紙事業一覧 土木-港湾2

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-2 長崎県内の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(重要業績指標)

- 【土木】 老朽化対策による港湾施設の整備率 14% (R2) →69% (R7)
・別紙事業一覧 土木－港湾4
- 【土木】 高潮対策による海岸背後地の浸水被害軽減戸数 0戸 (R2) →338戸 (R7)
・別紙事業一覧 土木－港湾5
- 【土木】 河川改修事業によって浸水被害が軽減される人家戸数 0戸 (R2) →755戸 (R7)
・別紙事業一覧 土木－河川3
- 【土木】 土砂災害から保全される人家戸数 53,600戸 (R2) →56,200戸 (R7)
・別紙事業一覧 土木－砂防3
- 【危機】 市町における災害時受援計画の策定状況 3市町 (R2) →全 (21) 市町 (R7)

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波対策等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。(土木部)
- ② 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう警察の情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上等を図る必要がある。(警察本部)

(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)

- ① 情報通信機能・情報サービスの確保のため、電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波対策等の地域の防災対策を着実に進捗させる。(土木部)
- ② 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう、衛星携帯電話等の代替手段の整備を図るとともに、電力の遮断に備え太陽光発電装置、非常用発電機(大型発動発電機)、応急用電源車等の導入を視野に入れる等、警察の情報通信システム基盤の耐災害性の向上等を図る。(警察本部)

(重要業績指標)

- 【土木】 県管理道路の無電柱化整備延長(累計) 38,6km (R2) →46.5km (R7)
・別紙事業一覧 土木－道維1
- 【土木】 高潮対策による海岸背後地の浸水被害軽減戸数 0戸 (R2) →338戸 (R7)
・別紙事業一覧 土木－港湾5

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	
4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要なものに伝達できない事態	
<p>(脆弱性の分析・評価、課題の検討)</p> <p>① テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、情報提供が出来るよう代替手段の整備を促進する必要がある。(危機管理監)</p>	<p>(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)</p> <p>① テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、情報提供が出来るようインターネット、SNS、簡易FM等の代替手段の整備や民間企業と連携した防災アプリの活用およびその基盤となるLアラートの活用を促進する。(危機管理監)</p>
<p>(重要業績指標)</p> <p>なし</p>	

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	
4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	
<p>(脆弱性の分析・評価、課題の検討)</p> <p>① 全ての住民にJアラートによる緊急情報を確実に提供するため、Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化に努める必要がある。防災行政無線のデジタル化の推進、Lアラート情報の迅速かつ確実な伝達の推進、ラジオ放送局の難聴対策、旅行者に対する情報提供の着手、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、地方公共団体や一般への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化が進められてきており、それらの施策を着実に推進する必要がある。(地域振興部、危機管理監、県警本部)</p> <p>② 情報収集・提供手段の整備が進む一方で、それらにより得られた情報の効果的な活用をより一層充実させることが課題であり、G空間情報センター、総合防災情報システム、統合災害情報システム、災害情報ハブの取組、SIP4D等を各種災害対応に活用するとともに、情報収集・提供の主要な主体である地方公共団体の人員・体制を整備する必要がある。(危機管理監、総務部)</p> <p>③ 道路橋の耐震補強、斜面对策等により、発災後に発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れを回避する必要がある。(土木部)</p>	<p>(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)</p> <p>①-1 全ての住民にJアラートによる緊急情報を確実に提供するため、Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化に努める。(危機管理監)</p> <p>①-2 防災行政無線のデジタル化の推進、Lアラート情報の迅速かつ確実な伝達及び高度化の推進、ラジオ放送局の難聴対策、旅行者に対する情報提供の着手、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、県内の地方公共団体や一般への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化が進められてきており、それらの施策を着実に推進する。(地域振興部、危機管理監、県警本部)</p> <p>② G空間情報センター、総合防災情報システム、統合災害情報システム、災害情報ハブの取組、SIP4D等を各種災害対応に活用するとともに、情報収集・提供の人員・体制を整備する。(危機管理監、総務部)</p> <p>③ 道路橋の耐震補強、斜面对策等により、発災後に発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れを回避する。(土木部)</p>

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

④ 通行実績情報などの自動車の通行に関する交通情報を迅速に一般道路利用者に提供していく必要がある。(警察本部)

⑤ 通信インフラ等が被害を受けないよう洪水対策・土砂災害対策等を進める必要がある。(土木部)

⑥ 周辺インフラの被災によって、情報発信業務に従事する職員が不足を生じないよう災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築及び緊急輸送道路のリダンダンシーの向上を進める必要がある(土木部)

⑦ 情報発信業務に従事する職員の不足を生じないよう交通ネットワークの確保対策を進める必要がある(地域振興部)

⑧ システムダウン、記憶媒体の損失を回避する関係施策の充実が必要である。(企画部、総務部)

⑨ 情報収集・整備・分析・伝達に関する要素技術やシステム等の研究開発を進めていく必要がある。(企画部、総務部)

④ 通行実績情報などの自動車の通行に関する交通情報を迅速に一般道路利用者に提供していく。(警察本部)

⑤ 通信インフラ等が被害を受けないよう洪水対策・土砂災害対策等を進める。(土木部)

⑥ 情報発信業務に従事する職員の不足を生じないよう災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築のため西九州自動車道・九州横断自動車道(高規格幹線道路)の整備促進、島原道路・西彼杵道路(地域高規格道路)等の重点的な整備推進、東彼杵道路の事業化及び島原天草長島連絡道路の早期実現に向けた取組みを実施するとともに、災害時において複数の代替ルートが選択可能となるよう、既存のネットワーク強化を図るため、国県道の計画的な整備を推進する。(土木部)

⑦ 情報発信業務に従事する職員の不足を生じないよう交通ネットワークの確保対策を進める。(地域振興部)

⑧-1 システムダウン、記憶媒体の損失を回避する関係施策を充実する。(企画部、総務部)

⑧-2 通信障害の状況把握、情報提供、復旧プロセスについて、総務省及び通信事業者リエゾンのマニュアルの充実を図り、また、倒木処理に係る電気通信事業者と都道府県との協定締結の推進や電力・燃料・通信の連携に係る申合せに基づき、関係機関間の連携について訓練等を通じてその実効性の向上を図る。(危機管理監、総務部)

⑨ 情報収集・整備・分析・伝達に関する要素技術やシステム等の研究開発を進める。(企画部、総務部)

(重要業績指標)

【危機管理監】 災害情報伝達の迅速化等に向けた新総合防災情報システム・Lアラートの導入 未実施(R2)→導入(R7)
・別紙事業一覧 危管-危機1

【土木】 道路斜面等の要対策箇所対策完了箇所数 128箇所(R2)→206箇所(R7)
・別紙事業一覧 土木-道維2

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(重要業績指標)

【土木】トンネルの補修実施橋梁数 8施設 (R2) →59施設 (R7)

・別紙事業一覧 土木-道維3

【土木】橋梁の補修実施橋梁数 87橋 (R2) →197橋 (R7)

・別紙事業一覧 土木-道維4

【土木】河川改修事業によって浸水被害が軽減される人家戸数 0戸 (R2) →755戸 (R7)

・別紙事業一覧 土木-河川3

【土木】土砂災害から保全される人家戸数 53,600戸 (R2) →56,200戸 (R7)

・別紙事業一覧 土木-砂防3

【土木】高規格幹線道路・地域高規格道路の供用延長 135.9km (R2) →150.4km (R7)

・別紙事業一覧 土木-道建1

【土木】国県道の供用延長 (累計) - (R2) →37.6km (R7)

・別紙事業一覧 土木-道建2

5. 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う競争力の低下

（脆弱性の分析・評価、課題の検討）

- ① 大規模自然災害発生時においても経済活動を維持していくため、サプライチェーンの確保をはじめとする企業毎のBCP等策定に加え、企業連携型BCP等の策定への取組が必要である。（産業労働部）
- ② 製造業、物流事業者のBCP策定を促進する。とりわけ、進捗が遅れている中小企業について重点的に進めるとともに、製造業（荷主）と物流事業者間など企業が連携したBCPの策定を促進する必要がある。（地域振興部）
- ③ 離島半島を多く有する本県の緊急物資の海上輸送拠点港における航路啓開計画の策定、広域的な物資拠点の選定等の物流施設・ルートの耐災害性を高める施策等を推進する必要がある。（水産部、土木部）
- ④ 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）の枠組みを活用し、災害に強い民間物流施設の整備促進を図るなど、民間企業における事業継続に資する施設等整備を促進する必要がある。（地域振興部）
- ⑤ 道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、及びリダンダンシーの向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築、海上輸送の拠点となっている港の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策、洪水・土砂災害・津波・高波対策等を着実に推進する必要がある。（水産部、土木部）
- ⑥ 効果的な海上交通管制の構築、航路啓開計画の策定、道路の防災対策や無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の物流施設・ルート等の耐災害性を高める施策等を推進する必要がある。（地域振興部）

（リスクへの対応方策の検討）（推進方針）

- ① 大規模自然災害発生時においても経済活動を維持していくため、サプライチェーンの確保をはじめとする、企業毎のBCP等策定に加え、企業連携型BCP等の策定への民間事業者における取組が促進されるよう、関係団体等と連携し、BCP等の必要性の啓発活動及び策定・推進支援等に努める。（産業労働部）
- ② 製造業、物流事業者のBCP策定を促進する。また、製造業（荷主）と物流事業者間など企業が連携したBCPの策定を促進する。空港が機能不全に陥った場合を想定し、物流関係者間の連携計画を策定し、計画に基づいた訓練を行い、災害対応能力の向上を図る。（地域振興部）
- ③④⑤⑥ 陸・海・空の物資輸送ルートを実際に確保するため、陸上輸送の寸断に備え、海上輸送の拠点となっている港の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策を着実に推進するとともに、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築、国県道の計画的な整備、県有車両の活用、民有車両の借上げ、定期旅客航路の予備船等の借上げ、航路啓開計画の策定や建設業協会との災害支援協定に基づく航路啓開などの支援、ヘリコプターによる空中輸送体制の確立、国に対する自衛隊の災害派遣要請、海上保安部への支援要請、燃料等確保のための関係業界への協力要請等により輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。（水産部、土木部）

（重要業績指標）

【土木】 高規格幹線道路・地域高規格道路の供用延長 135.9km (R2) →150.4km (R7)
・別紙事業一覧 土木―道建1

5. 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う競争力の低下

（重要業績指標）

- 【土木】 国県道の供用延長（累計） — (R2) →37.6km (R7)
・別紙事業一覧 土木—道建2
- 【土木】 海上交通ネットワークの拠点となる港湾の整備率 25% (R2) →83% (R7)
・別紙事業一覧 土木—港湾2
- 【土木】 河川改修事業によって浸水被害が軽減される人家戸数 0戸 (R2) →755戸 (R7)
・別紙事業一覧 土木—河川3
- 【土木】 県管理道路の無電柱化整備延長（累計） 38,6km (R2) →46.5km (R7)
・別紙事業一覧 土木—道維1

5. 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

（脆弱性の分析・評価、課題の検討）

- ① 燃料供給ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進める必要がある。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための諸手続の改善等を検討する必要がある。（土木部）
- ② 工場・事業所等において自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する必要がある。（産業労働部）
- ③ 被災後は燃料供給量に限界が生じる一方、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、供給先の優先順位の考え方を事前に整理しておく必要がある。（危機管理監）
- ④ 公共交通機関が脆弱な離島では、日常生活を営むうえでの重要な移動手段として石油製品を燃料とする家用車を使用しているが、石油製品は島外から輸送されてくるものに依存しており、災害や有事が発生し、その供給が遮断された場合は、県民生活が停滞するおそれがあることから、移動手段の確保による安定した県民生活の維持が必要である。（産業労働部）

（リスクへの対応方策の検討）（推進方針）

- ① 燃料供給ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進める。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有等必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための輸送協力や諸手続の改善等を検討する。（土木部）
- ② 工場・事業所等において自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する。（産業労働部）
- ③ 被災後は燃料供給量に限界が生じる一方で、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、燃料の優先供給を受ける重要施設のリスト化を推進する。（危機管理監）
- ④ 島外から輸送されてくる石油製品に過度に依存することなく、災害や有事が発生し、その供給が遮断された場合でも、安定した県民生活が維持できるよう、EV・PHEV車が活用可能な電力供給体制を維持するため、エネルギーマネジメントシステムの構築を支援する。（産業労働部）

5. 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

（重要業績指標）

- 【土木】 高規格幹線道路・地域高規格道路の供用延長 135.9km (R2) →150.4km (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―道建1
- 【土木】 国県道の供用延長（累計） — (R2) →37.6km (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―道建2
- 【土木】 河川改修事業によって浸水被害が軽減される人家戸数 0戸 (R2) →755戸 (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―河川3
- 【土木】 土砂災害から保全される人家戸数 53,600戸 (R2) →56,200戸 (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―砂防3

5. 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-3 コンビナート（松浦市・新上五島町）・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

（脆弱性の分析・評価、課題の検討）

- ① 火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進する必要がある。（危機管理監、県民生活環境部）
- ② コンビナートエリア内企業のBCP/BCM構築の促進・持続的な推進など民間事業者における取組を強化する必要がある。（産業労働部）

（リスクへの対応方策の検討）（推進方針）

- ①-1 火災、煙、有害物質等の流出により、松浦市・新上五島町に立地するコンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進するとともに、沿岸部の災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する。（危機管理監、県民生活環境部）
- ①-2 コンビナート災害の発生・拡大の防止を図るため、関係機関による合同訓練を実施するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害への対応体制の強化を図る。（危機管理監）
- ② コンビナートエリア内企業のBCP/BCM構築の促進・持続的な推進など民間事業者における取組が促進されるよう、関係団体等と連携し、BCPの必要性の啓発活動及び策定・推進支援等に努める。（産業労働部）

（重要業績指標）

- 【危機】 石油コンビナート等総合防災訓練の実施回数 1回 (R2) →1回 (R7)

5. 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-4 海上輸送の機能の停止による内外貿易等への甚大な影響

<p>（脆弱性の分析・評価、課題の検討）</p> <p>① 国内外の船舶事業者に対し、旅客船、船舶の津波避難マニュアルへの理解及び作成を促進していく施策を展開していく必要がある。（地域振興部）</p> <p>② 多くの離島半島を有する本県における港においては、陸上輸送の寸断に備え、海上輸送の拠点となっている港の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策を推進する必要がある。（土木部）</p>	<p>（リスクへの対応方策の検討）（推進方針）</p> <p>① 国内外の船舶事業者に対し、旅客船、船舶の津波避難マニュアルへの理解及び作成を促進するため、必要な協力・支援を実施する。（地域振興部）</p> <p>② 陸・海・空の物資輸送ルートを実際に確保するため、陸上輸送の寸断に備え、海上輸送の拠点となっている港の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策を着実に推進するとともに、県有車両の活用、民有車両の借上げ、定期旅客航路の予備船等の借上げ、航路啓開計画の策定や建設業協会との災害支援協定に基づく航路啓開などの支援、ヘリコプターによる空中輸送体制の確立、国に対する自衛隊の災害派遣要請、海上保安部への支援要請、燃料等確保のための関係業界への協力要請等により輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。（土木部）</p>
<p>（重要業績指標）</p> <p>【土木】海上交通ネットワークの拠点となる港湾の整備率 25%（R2）→83%（R7） ・別紙事業一覧 土木－港湾2</p> <p>【土木】老朽化対策による港湾施設の整備率 14%（R2）→69%（R7） ・別紙事業一覧 土木－港湾4</p>	

5. 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-5 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

<p>（脆弱性の分析・評価、課題の検討）</p> <p>① 道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、及びリダンダンシーの向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築、空港施設の耐震対策、港の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波対策等を着実に推進する必要がある。（水産部、土木部）</p> <p>② 緊急輸送道路上の橋長15m以上の橋梁の耐震対策完了率が69%（R1）、道路斜面等の要対策箇所対策率が62%（R1）であることなど、交通施設に関する耐震化対策、交通施設分断を防ぐ対策は進捗途上にあるため、それらの対策を着実に推進する必要がある。（土木</p>	<p>（リスクへの対応方策の検討）（推進方針）</p> <p>①② 行政機関の機能を守る周辺対策（道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、及びリダンダンシーの向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築のため西九州自動車道・九州横断自動車道（高規格幹線道路）の整備促進、島原道路・西彼杵道路（地域高規格道路）等の重点的な整備推進、東彼杵道路の事業化及び島原天草長島連絡道路の早期実現に向けた取組み、国道道の計画的な整備、海上輸送の拠点となっている港の耐震・耐波性能を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波・風水害対策、治山対策等）の着実な進捗を図る。（水産部、土木部）</p>
--	---

5. 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-5 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

<p>部)</p> <p>③ 港湾BCPの実効性を高める検討をおこなう必要がある。(土木部)</p> <p>④ 幹線交通の分断の態様によっては、現状において代替機能が不足することが想定され、輸送モード毎の代替性の確保だけでなく、災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保を図る必要がある。(土木部)</p> <p>⑤ 代替性の高い道路網・鉄道網の構築を進めていく必要がある。また、緊急車両の進入路の設置、高規格幹線道路等へのアクセス性の向上等を進めていく必要がある。物流上重要な道路輸送網においては、平時も含め安定的な輸送を確保するための機能強化を進める必要がある。(地域振興部)</p> <p>⑥ 幹線交通の分断は、影響が極めて甚大な被害であるため、関係機関が連携して幅広い観点からさらなる検討を進める必要がある。(土木部)</p> <p>⑦ 交通網の部分的な被害が全体の交通麻痺につながらないよう、関係者が連携し、啓開の優先順位決定や複数モード間の代替輸送、交通全体のマネジメント力を強化していく必要がある。また、鉄道や自動車を利用できない時、自転車交通需要が急増することを考慮しておく必要がある。(地域振興部)</p> <p>⑧ 島内の生活圏と空港・港湾とを結ぶ道路の防災、震災対策、アクセス性向上等を進めているが、進捗が途上であること、島内で大規模の災害が発生した場合に現状の施策では、十分に対応出来ないおそれがある等の課題があるため、進捗を推進するとともに、対応対策を検討する必要がある。(土木部)</p>	<p>③ 台風等による高潮・高波・暴風等への対応を追加し、また毎年大規模災害を想定した訓練を実施していく等、港湾BCPの実効性を高める検討をおこなう。(土木部)</p> <p>④ 非常時（幹線交通が分断する事態）を想定した需要管理対策（最低限必要な人流及び物流レベルの想定、企業の施設・人員配置のガイドライン作成等）を検討する。(土木部)</p> <p>⑤ 現在の運行状況、通行止め箇所や今後の開通見通しに関する情報を適時的確に提供する。(地域振興部)</p> <p>⑥ 非常時に既存の交通ネットワークの円滑な活用を確保するための取組（国県道の計画的な整備、代替ルートの整備・検討・普及・啓発、海上・航空輸送ネットワークの確保のための体制構築等）を関係機関が連携して推進する。(土木部)</p> <p>⑦ 代替性の高い道路網・鉄道網の構築を進める(地域振興部)</p> <p>⑧ 離島における交通施設の災害対応力を強化するための対策（国県道の計画的な整備、道路の防災、耐震対策、空港・港湾までのアクセス性の向上等）を推進し、緊急輸送道路の耐災害性の強化を図ることにより、輸送モード間の連携を確保する。(土木部)</p>
---	---

(重要業績指標)

【土木】高規格幹線道路・地域高規格道路の供用延長 135.9km (R2) →150.4km (R7)

・別紙事業一覧 土木―道建1

【土木】国県道の供用延長（累計） — (R2) →37.6km (R7)

・別紙事業一覧 土木―道建2

【土木】県管理道路の無電柱化整備延長（累計） 38,6km (R2) →46.5km (R7)

5. 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-5 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

- ・別紙事業一覧 土木－道維1
- 【土木】道路斜面等の要対策箇所の対策完了箇所数 128箇所（R2）→206箇所（R7）
- ・別紙事業一覧 土木－道維2
- 【土木】トンネルの補修実施橋梁数 8施設（R2）→59施設（R7）
- ・別紙事業一覧 土木－道維3
- 【土木】橋梁の補修実施橋梁数 87橋（R2）→197橋（R7）
- ・別紙事業一覧 土木－道維4
- 【土木】国道・県道の補修基準値を下回る区間における舗装補修延長（R2～R7の累積） 0km（R2）→150km（R7）
- ・別紙事業一覧 土木－道維6
- 【土木】海上交通ネットワークの拠点となる港湾の整備率 25%（R2）→83%（R7）
- ・別紙事業一覧 土木－港湾2
- 【土木】老朽化対策による港湾施設の整備率 14%（R2）→69%（R7）
- ・別紙事業一覧 土木－港湾4
- 【土木】高潮対策による海岸背後地の浸水被害軽減戸数 0戸（R2）→338戸（R7）
- ・別紙事業一覧 土木－港湾5
- 【土木】河川改修事業によって浸水被害が軽減される人家戸数 0戸（R2）→755戸（R7）
- ・別紙事業一覧 土木－河川3
- 【土木】LCCを考慮した砂防関係施設の長寿命化計画の策定完了数 0箇所（R2）→1500箇所（R7）
- ・別紙事業一覧 土木－砂防2
- 【土木】土砂災害から保全される人家戸数 53,600戸（R2）→56,200戸（R7）
- ・別紙事業一覧 土木－砂防3

5. 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-6 食料等の安定供給の停滞

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)	(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)
<p>①-1 食料等の供給・確保に関する脆弱性の評価、食品産業事業者や施設管理者のBCP策定等について、今後、取組を強化していく必要がある。(産業労働部)</p> <p>①-2 水産物の一連の生産・流過程に係る個別地域BCPの策定を促進する必要がある。また、農業水利施設を管理する土地改良区等においても、業務継続計画の策定を推進する必要がある。(水産部)</p>	<p>①② 大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、食品サプライチェーンを構成する事業者間による災害時対応に係る連携・協力体制（災害対応時の食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）、地方公共団体等における連携・協力体制の拡大・定着等）の構築、食料等の一連の生産・流過程に係るBCPの策定等を促進する。(産業労働部)</p>

5. 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-6 食料等の安定供給の停滞

- ②-1 災害時にも食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させることを目的として、災害対応時に係る食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）、地方公共団体等における連携・協体制度を拡大・定着させる必要がある。（産業労働部）
- ②-2 大規模災害時においても円滑な食料供給食品流通に係る事業を維持するため、食品サプライチェーン全体の連携・協体制度の構築の促進・普及啓発、事業者によるBCPの策定を促進する必要がある。（水産部）
- ③ 農林水産業に係る生産基盤等については、機能保全計画に基づき、災害対応力強化に向けた取り組みを推進する必要がある。（水産部、農林部）
- ④ 川上から川下までサプライチェーンを一貫して途絶させないためには、港湾・道路・空港等、各々の災害対応力を強化するだけでなく、輸送モード相互の連結性を向上させる必要がある。（農林部、土木部）
- ⑤ 物流インフラ整備に当たっては、平時においても物流コスト削減やリードタイムの削減を実現する産業競争力強化の観点も兼ね備えた物流インフラ網を構築する必要がある。（土木部）
- ⑥ 避難拠点や流通拠点となりうる漁港については、台風避難後や災害発生後も迅速な生産流通活動が再開できるように、災害に強い漁港漁村地域の形成を目指していく。（水産部）

- ③ 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、生産基盤施設等の機能保全計画の策定や農業水利施設や農道橋等の耐震化、保全対策、総合的な防災・減災対策を推進する。また、施設管理者の業務継続体制の確立、農地保全及び治山対策、農山漁村の防災対策等を推進する。（水産部、農林部）
- ④ 物流インフラの災害対応力の強化に向けて、国県道の計画的な整備、港湾、空港等の老朽化・耐震対策等を推進する。水産物の生産・流通機能を有する港湾については、台風避難後や災害発生後も迅速な生産流通活動が再開できるよう港湾施設の整備を推進する。（農林部、土木部）
- ⑤ 物流インフラ整備に当たっては、平時においても物流コスト削減やリードタイムの削減を実現する産業競争力強化の観点も兼ね備えた物流インフラ網を構築する。特に、今なお高速交通ネットワークから取り残されている半島地域を中心に、西九州自動車道・九州横断自動車道（高規格幹線道路）の整備促進、島原道路・西彼杵道路（地域高規格道路）等の重点的な整備推進、東彼杵道路の事業化及び島原天草長島連絡道路の早期実現に向けた取り組みを実施するとともに、災害時において複数の代替ルートが選択可能となるよう、既存のネットワーク強化を図るため、国県道の計画的な整備を推進する。（土木部）
- ⑥ 避難拠点や流通拠点となりうる漁港については、台風避難後や災害発生後も迅速な生産流通活動が再開できるように、災害に強い漁港漁村地域を形成する。（水産部）

5. 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-6 食料等の安定供給の停滞

（重要業績指標）

- 【水産】 老朽化対策により災害対応力を維持させる港の整備数 0漁港（R2）→30漁港（R7）
・別紙事業一覧 水産－漁港3
- 【農林】 ため池整備及び山地災害危険地区（Aランク）着手箇所数 804箇所（R1）→933箇所（R7）
・別紙事業一覧 農林－森整1
- 【農林】 農業水利施設等の長寿命化・防災減災対策
・別紙事業一覧 農林－農整3
- 【農林】 緊急避難道路に位置づけられた農道橋の耐震対策整備率 30%（R2）→100%（R7）
・別紙事業一覧 農林－農整2
- 【土木】 高規格幹線道路・地域高規格道路の供用延長 135.9km（R2）→150.4km（R7）
・別紙事業一覧 土木－道建1
- 【土木】 国県道の供用延長（累計） —（R2）→37.6km（R7）
・別紙事業一覧 土木－道建2
- 【土木】 海上交通ネットワークの拠点となる港湾の整備率 25%（R2）→83%（R7）
・別紙事業一覧 土木－港湾2
- 【土木】 水産物の生産・流通機能を有する港の整備率 35%（R2）→80%（R7）
・別紙事業一覧 土木－港湾3
- 【土木】 老朽化対策による港湾施設の整備率 14%（R2）→69%（R7）
・別紙事業一覧 土木－港湾4
- 【水産】 水産物の生産・流通機能を有する港の整備数 0漁港（R2）→25漁港（R7）
・別紙事業一覧 水産－漁港2

5. 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-7 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

（脆弱性の分析・評価、課題の検討）

- ① 現行の用水供給施設能力を超える渇水等に対しては、限られた水資源を有効に活用する観点から、水資源関連施設の漏水防止等の機能強化、水資源関連施設や下水道等の既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組を推進する必要がある。（県民生活環境部）
- ② 長崎県は、地形的に流域の保水能力が少ないため渇水の影響を受けやすく、昭和53年や平成6年に代表されるような長期におよぶ生活用水の供給途絶が懸念される。（県民生活環境部）
- ③ 上水道、工業用水道及び農業水利施設の耐震化が進められているが、都道府県や水道事業者間等の連携による人材やノウハウの強化等を進める必要がある。（県民生活環境部、産業労働部、農林部）
- ④ 老朽化が進む上水道、工業用水道、農業水利施設に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理と機能強化を進める必要がある。（県民生活環境部、産業労働部、農林部）

（リスクへの対応方策の検討）（推進方針）

- ① 現行の用水供給施設能力を超える渇水等に対応するため、水道事業者へ水資源関連施設の漏水防止対策等の強化を働きかけるとともに、水資源関連施設や下水道等の既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組を推進する。また、災害時における用水供給の確保に対応するため、貯留施設の設置等による雨水の利用を推進する。（県民生活環境部）
- ② 不足する水道水源等を確保するため水資源関連施設等の整備を促進する。（県民生活環境部）
- ③ 上水道、工業用水道、農業水利施設の耐震化について、都道府県や水道事業者間等の連携による人材やノウハウの強化等を進める。（県民生活環境部、産業労働部、農林部）
- ④ 老朽化が進む上水道、工業用水道、農業水利施設に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理と機能強化を進める。（県民生活環境部、産業労働部、農林部）

（重要業績指標）

なし

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

（脆弱性の分析・評価、課題の検討）

- ① エネルギー供給施設の災害に備え、関係機関による合同訓練の実施等を推進する必要がある。加えて自衛防災組織の充実強化を図る必要がある。（危機管理監）
- ② エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。（産業労働部、県民生活環境部）
- ③ 公共交通機関が脆弱な離島では、日常生活を営むうえでの重要な移動手段として石油製品を燃料とする自家用車を使用しているが、石油製品は島外から輸送されてくるものに依存しており、災害や有事が発生し、その供給が遮断された場合は、県民生活が停滞するおそれがあることから、移動手段の確保による安定した県民生活の維持が必要である。（産業労働部）

（リスクへの対応方策の検討）（推進方針）

- ① エネルギー供給施設の災害に備え関係機関による合同訓練の実施等を推進する。加えて自衛防災組織の充実強化を図る。（危機管理監）
- ②-1 エネルギー供給源の多様化のため、「長崎県再生可能エネルギー導入促進ビジョン」に基づき、太陽光、木質バイオマス、潮流、洋上風力、地熱など本県の地域資源を活用した再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する。（産業労働部）
- ②-2 災害時における太陽光発電や蓄電池・電気自動車（EV）の活用を促進することで、レジリエンス（防災・減災）の向上を推進する。（県民生活環境部）
- ③ 島外から輸送されてくる石油製品に過度に依存することなく、災害や有事が発生し、その供給が遮断された場合でも、安定した県民生活が維持できるよう、EV・PHEV車が活用可能な電力供給体制を維持するため、エネルギーマネジメントシステムの構築を支援する。（産業労働部）

（重要業績指標）

なし

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

① 上水道、簡易水道施設等の耐震化が進められているが、基幹管路の延長が長いことなどから、現状でその耐震適合率は28.3%（H30）にとどまっており、老朽化対策を合わせて耐震化を促進する必要がある。（県民生活環境部）

② 大規模災害時に被災した水道施設を速やかに復旧するために、広域的な応援体制を整備・活用するとともに、雨水や再生水等の水資源の有効利用等を普及・促進する必要がある。（県民生活環境部）

(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)

① 水道施設の耐震化については、水道事業者に対して、施設の耐震性能の把握とともに耐震計画の策定により計画的な整備を働きかける。また地下水や雨水、再生水などの多様な水源の利用を働きかける。併せて、上水道、簡易水道施設等の耐震化を推進するため、水道事業者へ国の補助制度を活用した施設整備を働きかけていくとともに、水道事業に対する国庫補助の採択要件の緩和及び補助率引き上げ等の財政支援の拡充を国へ求めている。（県民生活環境部）

②-1 県と水道事業者間の連携や人材の育成、ノウハウの強化等を推進するため、OJT（On The Job Training：実務経験を積むことにより業務上必要とされる知識や技術を身につけるトレーニング方法）による若手技術者への技術継承とあわせ、外部研修会への派遣等水道技術者育成に向けた取り組みを行う。（県民生活環境部）

②-2 大規模災害時に被災した水道施設を速やかに復旧するため、九州・山口9県災害時相互応援等の広域的な応援体制を整えるとともに、日本水道協会の応援体制を活用する。併せて、貯留施設の設置等による雨水の利用や下水処理水の再利用等水資源の有効利用等を普及・促進する。（県民生活環境部）

(重要業績指標)

なし

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 下水道施設の耐震化を早急に進める必要がある。また、老朽化が進む下水道施設に対して、長寿命化も含めた計画的維持管理を進める必要がある（県民生活環境部）
- ② 農業・漁業集落排水施設の老朽化に対する調査を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策を着実に推進する必要がある。（県民生活環境部、水産部）
- ③ 施設の耐震化等の推進とあわせて、災害時の代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の強化等を図る必要がある。（県民生活環境部）
- ④ 浄化槽については、老朽化した単独処理浄化槽（トイレ排水のみを処理）から災害に強い合併処理浄化槽（家庭排水全般を処理）への転換を促進する必要がある。また、浄化槽台帳システムについては、県システムと指定検査機関のシステムを連携させ、設置・管理状況の把握を効率化する必要がある。（県民生活環境部）

(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)

- ① 市町と連携して下水道施設の耐震化を推進していくとともに、老朽化が進む施設についてはストックマネジメント計画等による計画的な改築更新の推進を図る。（県民生活環境部）
- ②③ 市町に対して、農業・漁業集落排水施設の老朽化調査に基づく、老朽化対策を着実に推進できるよう、また、施設の耐震化等の推進とあわせて、災害時の代替性の確保及び公共下水道と農業集落排水事業等との連携、民間活用導入による管理体制の強化等の情報提供に努めていく。（県民生活環境部、水産部）
- ④ 市町に対して、老朽化した単独処理浄化槽（トイレ排水のみを処理）から災害に強い合併処理浄化槽（家庭排水全般を処理）への転換を促進するように指導していく。また、浄化槽台帳システムについては、県システムと指定検査機関のシステムを連携させ、設置・管理状況の把握を効率化する。（県民生活環境部）

(重要業績指標)

- 【県環】 重要な幹線における管渠耐震化率 約50% (R2) →約53% (R7)
・別紙事業一覧 県環-水対1
- 【県環】 スtockマネジメント計画改定率 約41% (R2) →約100% (R7)
・別紙事業一覧 県環-水対1
- 【県環】 老朽化調査に基づく、施設の機能保全 3箇所 (25%) (R2) →12箇所 (100%) (R7)
- 【県環】 浄化槽台帳システム整備 100% (R2) →100% (R7)

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-4 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 陸・海・空の輸送ルートを実際に確保するため、地震、津波、水害、土砂災害対策等や、リダンダンシーの向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築等や老朽化対策を着実に進めるとともに、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。(水産部、土木部)
- ② 離島・半島の海上輸送の拠点となっている港の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策を推進するとともに航路啓開計画の策定、広域的な物資拠点の選定等の物流施設・ルートの耐災害性を高める取組が必要であり、それらの取組を推進する必要がある。(水産部、土木部)
- ③ 島内の生活圏と空港・港湾とを結ぶ道路の防災、震災対策、アクセス性向上等を進めているが、進捗が途上であること、島内で大規模の災害が発生した場合に現状の施策では、十分に対応出来ないおそれがある等の課題があるため、進捗を推進するとともに、対応対策を検討する必要がある。(土木部)
- ④ 発災後、民間プローブ情報の活用等により交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。(土木部、警察本部)
- ⑤ 物流上重要な道路輸送網について、平時も含め安定的な輸送を確保するための機能強化を進めるとともに、災害時には当該道路網及びその代替・補完路の道路啓開・災害復旧を国が代行し、迅速な機能回復を図る必要がある。(地域振興部)
- ⑥ 災害により被害を受けた自動車のユーザーに対し、諸手続の相談等に円滑に対応する必要がある。(総務部)

(リスクへの対応方策の検討)(推進方針)

- ① 行政機関の機能を守る周辺対策(道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、及びリダンダンシーの向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築のため西九州自動車道・九州横断自動車道(高規格幹線道路)の整備促進、島原道路・西彼杵道路(地域高規格道路)等の重点的な整備推進、東彼杵道路の事業化及び島原天草長島連絡道路の早期実現に向けた取組み、海上輸送の拠点となっている港の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波・風水害対策、治山対策等)の着実な進捗を図る。(水産部、土木部)
- ② 陸・海・空の物資輸送ルートを実際に確保するため、陸上輸送の寸断に備え、海上輸送の拠点となっている港の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策を着実に推進するとともに、県有車両の活用、民有車両の借上げ、定期旅客航路の予備船等の借上げ、建設業協会との災害支援協定に基づく航路啓開等の支援、ヘリコプターによる空中輸送体制の確立、国に対する自衛隊の災害派遣要請、海上保安部への支援要請、燃料等確保のための関係業界への協力要請等により輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。(水産部、土木部)
- ③ 離島における交通施設の災害対応力を強化するための対策(国道の計画的な整備、道路の防災、耐震対策、空港・港湾までのアクセス性の向上等)を推進し、緊急輸送道路の耐災害性の強化を図ることにより、輸送モード間の連携を確保する。(土木部)
- ④ 発災後に、民間プローブ情報の活用等により道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、長崎県建設業協会等との協定に基づく訓練を実施する。(土木部、警察本部)
- ⑤ 物流上重要な道路輸送網について、平時も含め安定的な輸送を確保するための機能強化を進めるとともに、災害時には地方管理道路において道路種別を問わず、必要に応じ国が道路啓開・災害復旧を代行し、道路の迅速な機能回復を図る。(地域振興部)
- ⑥ 災害により被害を受けた自動車のユーザーに対し、諸手続の相談等に円滑に対応する。(総務部)

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-4 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

(重要業績指標)

- 【土木】 高規格幹線道路・地域高規格道路の供用延長 135.9km (R2) →150.4km (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―道建1
- 【土木】 国県道の供用延長 (累計) — (R2) →37.6km (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―道建2
- 【土木】 県管理道路の無電柱化整備延長 (累計) 38,6km (R2) →46.5km (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―道維1
- 【土木】 道路斜面等の要対策箇所の対策完了箇所数 128箇所 (R2) →206箇所 (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―道維2
- 【土木】 トンネルの補修実施橋梁数 8施設 (R2) →59施設 (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―道維3
- 【土木】 橋梁の補修実施橋梁数 87橋 (R2) →197橋 (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―道維4
- 【土木】 国道・県道の補修基準値を下回る区間における舗装補修延長 (R2～R7の累積) 0km (R2) →150km (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―道維6
- 【土木】 海上交通ネットワークの拠点となる港湾の整備率 25% (R2) →83% (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―港湾2
- 【土木】 老朽化対策による港湾施設の整備率 14% (R2) →69% (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―港湾4
- 【土木】 高潮対策による海岸背後地の浸水被害軽減戸数 0戸 (R2) →338戸 (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―港湾5
- 【土木】 河川改修事業によって浸水被害が軽減される人家戸数 0戸 (R2) →755戸 (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―河川3
- 【土木】 LCCを考慮した砂防関係施設の長寿命化計画の策定完了数 0箇所 (R2) →1500箇所 (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―砂防2
- 【土木】 土砂災害から保全される人家戸数 53,600戸 (R2) →56,200戸 (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木―砂防3

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 海岸堤防などの防災インフラについては、完了に向けて計画的かつ着実に整備を進めるとともに、水門等の老朽化点検、海岸防災林等の整備を推進する必要がある。(土木部)
- ② 大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、防災、減災のための地方公共団体への研修や講習会の開催、技術支援等を進める必要がある。(土木部)
- ③ 総合防災情報システム、河川砂防情報システム (NAKSS) 等により、関係機関における情報共有を円滑に進める必要がある。(土木部)

(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)

- ① 海岸堤防等の防災インフラについては、完了に向けて計画的かつ着実に整備を進めるとともに、水門等の老朽化点検、海岸防災林等の整備を推進する。(土木部)
- ② 大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、防災、減災のための地方公共団体への研修や講習会の開催、技術支援等を進める。(土木部)
- ③ 総合防災情報システム、河川砂防情報システム (NAKSS) 等により、関係機関における情報共有を円滑に進める。(土木部)

(重要業績指標)

- 【土木】 老朽化対策による海岸背後地の浸水被害軽減戸数 0戸 (R2) →81戸 (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木-港湾6
- 【土木】 ダム管理中における人的被害人数 0人 (R2) →0人 (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木-河川2
- 【土木】 河川改修事業によって浸水被害が軽減される人家戸数 0戸 (R2) →755戸 (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木-河川3
- 【土木】 土砂災害警戒区域・特別警戒区域内での土砂災害による死者数ゼロ 2人 (R2) →0人 (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木-砂防1

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

① 大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する必要がある。また、消防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム（DMA T）の養成等、ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に推進する必要がある。（危機管理監、福祉保健部、警察本部）

② 火災予防・被害軽減のための取組を推進する必要がある。また、大規模火災のリスクの高い地震時に著しく危険な道路が狭くて緊急車両が入れない斜面地にある密集市街地等の改善整備については、長崎、佐世保両市において取組が進んでいるものの、その解消には至っていないため、避難地等の整備、建築物の不燃化等により市町と連携して計画的な解消を図る必要がある。（土木部）

(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)

①-1 大規模地震・火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足に対処するための取組について検討する。（危機管理監）

①-2 災害拠点病院等に「日本DMA T 隊員養成研修」や九州・沖縄ブロックで開催される研修・訓練の受講を促すことで災害派遣医療チーム（DMA T）の養成を図る。（福祉保健部）

①-3 災害現場での人名救助能力の向上のため、警察災害派遣隊の訓練速度の向上を図るための訓練を継続して行うとともに、体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化、新規整備・更新を推進する。（警察本部）

②-1 火災予防・被害軽減のための取組を推進する。また、大規模火災のリスクの高い地震時に著しく危険な斜面地にある密集市街地等の改善整備については、長崎市、佐世保両市において実施の老朽住宅等の建替えと公共施設の整備促進（住宅市街地総合整備事業：密集市街地整備型）と連携し、住宅の不燃化・耐震化等により計画的な改善を図る。（土木部）

②-2 都市の中心市街地等において、細分化された建築物や敷地を集約化する市街地再開発事業・土地区画整理事業等により、不燃化及び耐震化することで、災害に強いまちづくりを推進する。（土木部）

(重要業績指標)

【土木】住宅市街地総合整備事業
・別紙事業一覧 土木-住宅1

【土木】市街地再開発事業
・別紙事業一覧 土木-住宅2

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	
7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生	
<p>(脆弱性の分析・評価、課題の検討)</p> <p>① コンビナート災害の発生・拡大の防止を図るため、関係機関による合同訓練を実施するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害への対応体制の強化を図る必要がある。(危機管理監)</p> <p>② 火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進するとともに、沿岸部の災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する必要がある。(危機管理監、県民生活環境部、福祉保健部)</p>	<p>(リスクへの対応方策の検討)(推進方針)</p> <p>① コンビナート災害の発生・拡大の防止を図るため、関係機関による合同訓練を実施するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害への対応体制の強化を図る。(危機管理監)</p> <p>② 火災、煙、有害物質等の流出により、佐世保市・松浦市・新上五島町に立地するコンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進するとともに、沿岸部の災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する。(危機管理監、県民生活環境部、福祉保健部)</p>
<p>(重要業績指標)</p> <p>【危機】石油コンビナート等総合防災訓練の実施回数 1回(R2)→1回(R7)</p>	

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	
7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	
<p>(脆弱性の分析・評価、課題の検討)</p> <p>① 沿線・沿道の建物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、県内自治体等が連携した取組を強化する必要がある。また、被害により人材、資機材、通信基盤を含む行政機能が低下し、災害時における救助、救急活動等が十分になされないおそれがあることから、それらの耐災害性の向上を図る必要がある。(土木部、警察本部)</p> <p>② 自動車の民間プローブ情報の活用による迅速な道路交通情報の把握と、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避する必要がある。(警察本部)</p>	<p>(リスクへの対応方策の検討)(推進方針)</p> <p>①-1 地震時の建築物倒壊等による道路の閉塞は、その後の復旧作業に著しい支障をきたすため、「地震時に緊急輸送道路を閉塞する恐れのある建築物」の「耐震診断」「耐震改修計画作成」「改修工事」への補助事業を整備する。(土木部)</p> <p>①-2 県内行政機関等(警察・消防を含む)の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、庁舎・施設等の耐震・堅牢化、非常電源の確保、物資の備蓄、災害用装備資機材の整備拡充、災害時における職員の初動対応マニュアルの整備、具体的な被害想定に基づく訓練をおこなう等の取組を推進する。また、被災市町への県職員の派遣など、大規模災害時における広域的な応援体制の構築を推進する。(危機管理監、総務部、警察本部)</p> <p>② 自動車の民間プローブ情報の活用と信号機電源付加装置の整備を推進して、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避する。(警察本部)</p>

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

(重要業績指標)

【土木】耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する大規模建築物のうち耐震性を有するものの割合 79% (R1) →90% (R7)
・別紙事業一覧 土木-建築1

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-4 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① ため池について、一斉点検結果に基づき、大規模地震や台風・豪雨等により決壊し下流の人家等に影響を与えるリスクの高いため池の対策を実施する必要がある。(農林部)
- ② ため池の耐震化対策については、優先度を考慮して順次進めていく必要がある。(農林部)
- ③ 土砂災害防止、地すべり対策、重要施設の耐震化・液状化対策・排水対策等が進められているが、想定する計画規模に対する対策に時間を要しており、また想定規模以上の災害等では対応が困難となり大きな人的被害が発生するおそれがある。このため、関係機関・市町・地域住民・施設管理者等が連携し、迅速な被害情報の把握、情報連絡網の構築、迅速に避難出来る体制づくり等のソフトを適切に組み合わせた対策をとる必要がある。(危機管理監、農林部、土木部)

(リスクへの対応方策の検討)(推進方針)

- ① ため池について、一斉点検結果に基づき、大規模地震や台風・豪雨等により決壊し下流の人家等に影響を与えるリスクの高いため池の対策を推進する。(農林部)
- ② ため池の耐震化対策については、優先度を考慮して順次進めていく必要がある。(農林部)
- ③ 想定する計画規模に対する対策に時間を要しており、また想定規模以上の地震等では対応が困難となり大きな人的被害が発生するおそれがあるため、関係機関・市町・地域住民・施設管理者等が連携し、迅速な被害情報の把握、情報連絡網の構築、迅速に避難出来る体制づくり等のソフトを適切に組み合わせた対策を推進する。(危機管理監、農林部、土木部)

(重要業績指標)

【農林】ため池整備及び山地災害危険地区(Aランク)着手箇所数 804箇所(R1) →933箇所(R7)
・別紙事業一覧 農林-農整1

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	
7-5 有害物質の大規模拡散・流出による県土の荒廃	
<p>(脆弱性の分析・評価、課題の検討)</p> <p>① 有害物質の拡散・流出等による健康被害や環境への影響を防止するため、各地方公共団体における事故発生を想定したマニュアルの整備を促進する等、引き続き国など関係機関と連携して対応する必要がある。(県民生活環境部)</p>	<p>(リスクへの対応方策の検討)(推進方針)</p> <p>① 有害物質の拡散・流出等による健康被害や環境への影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルの整備を促進する等、国など関係機関と連携して対応する。(県民生活環境部)</p>
<p>(重要業績指標)</p> <p>なし</p>	

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	
7-6 農地・森林等の被害による県土の荒廃	
<p>(脆弱性の分析・評価、課題の検討)</p> <p>① 近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていることを踏まえ、山地災害が発生する危険性の高い箇所の的確な把握、保安林の適正な配備、治山施設の整備や森林の整備を組み合わせた対策の実施、流木捕捉式治山ダムの設置などの流木災害への対応の強化等を通じて、事前防災・減災に向けた山地災害対策の強化を図る必要がある。(農林部)</p> <p>② 森林の有する多面的機能の発揮に向けて、条件不利地等を含む森林の間伐及び主伐後の再造林等の森林整備の着実な実施を図るため、施業コストを低減させるとともに、森林被害を防止するための鳥獣害対策を推進する必要がある。また、地域の活動組織による森林の保全管理活動等を市町村等の協力を得て支援するとともに、施業の集約化を図るための条件整備や森林境界明確化等を推進する必要がある。(農林部)</p>	<p>(リスクへの対応方策の検討)(推進方針)</p> <p>① 山地災害については、航空レーザ計測等の ICT も活用した発生する危険性の高い箇所の的確な把握、保安林の適正な配備、治山施設の整備や機能強化・老朽化対策、森林の整備を組み合わせた対策の実施、流木捕捉式治山ダムの設置などの流木災害への対応の強化等を通じて、事前防災・減災に向けた山地災害対策の強化を図る。特に、近年の山地災害の発生状況を踏まえ、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策等を現地の状況に応じて複合的に組み合わせた治山対策を進めるとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を推進する。(農林部)</p> <p>② 森林の有する多面的機能の発揮に向けて、条件不利地等を含む森林の間伐及び主伐後の再造林等の森林整備の着実な実施を図るため、施業コストを低減させるとともに、森林被害を防止するための鳥獣害対策を推進する。また、地域の活動組織による森林の保全管理活動等を市町村等の協力を得て支援するとともに、施業の集約化を図るための条件整備や森林境界明確化等を推進する。(農林部)</p>
<p>(重要業績指標)</p> <p>【農林】ため池整備及び山地災害危険地区(Aランク)着手箇所数 804箇所(R1)→933箇所(R7)</p> <p>・別紙事業一覧 農林-森整1</p> <p>【農林】搬出間伐面積(ha) 1,760ha(R2)→3,000ha(R7)</p> <p>・別紙事業一覧 農林-森整2</p>	

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 県及び市町の災害廃棄物処理計画に基づき、実効性の向上に向けた教育・訓練による人材育成を図る必要がある。(県民生活環境部)
- ② 災害廃棄物による二次災害防止のために、有害物質に係る情報の把握をする必要がある。(県民生活環境部)

(リスクへの対応方策の検討)(推進方針)

- ① 県及び市町の災害廃棄物処理計画に基づき、実効性の向上に向けた教育・訓練による人材育成を図っていく。(県民生活環境部)
- ② 必要に応じ市町と連携して、PCBやアスベスト等の有害物質に係る使用状況の実態や保管等の状況を把握する。(県民生活環境部)

(重要業績指標)

【県環】市町及び一部事務組合職員に対する災害廃棄物処理にかかる教育・訓練を年1回以上実施 100% (R2) →100% (R7)

【県環】有害物質把握実施率 集計中 (R2) →100% (R7)

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興ができなくなる事態

（脆弱性の分析・評価、課題の検討）

- ① 行政機関と建設関係団体との災害協定の締結や広域的な支援協定の締結、建設関係団体内部におけるBCP策定災害協定の締結等の取組が進められているが、道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成の視点に基づく横断的な取組は行われていない。また、地震・津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成を図るための取り組みが必要である。（土木部）
- ② 大規模災害時に緊急輸送道路の早期確保のため、道路啓開を実施することが重要であるが、現在のところ本県において具体的な行動計画がない。（土木部）
- ③ 県内行政機関等（警察・消防含む）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。また、職員の参集状況・初動対応状況の点検や各部・各地方本部のマニュアルの周知、見直し等について検証する必要がある。（危機管理監、総務部、警察本部）
- ④ 市町庁舎の耐震化率については、全国平均75.5%（H27）に対し、本県は52-2%（H27）で全国最下位。災害対策本部が設置される本庁舎が未改修も令和2年8月時点で7市町ある。（土木部）
- ⑤ 地域の活力が低下し、定住人口が少なくなりすぎて、万一の際、復興できなくなる状態を回避していくため、地方創生の取組等、地域経済に活力を与え、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策に取り組んでいく必要がある。（企画部）
- ⑥ より良い復興を果たすために、地域や職場における防災の核となる人材を養成する必要がある。また、過去に養成した者に対して、最新の防災に関する知識を提供する等フォローアップを行う必要がある。（危機管理監）

（リスクへの対応方策の検討）（推進方針）

- ① 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成の視点に基づく横断的な取組を推進する。また、地震・津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業の担い手確保・育成の観点から、将来に向けての担い手確保を図るための取組を推進する。（土木部）
- ② 雲仙活断層群を震源とした地震等が発生した際、道路においては倒壊した家屋等のがれき、斜面等の崩壊、放置された車両により、円滑な救命・救護活動や緊急物資輸送が阻害される可能性があるため、迅速な道路啓開が可能となるよう、道路啓開の考え方や手順、事前に備えるべき事項等を定めた具体的な道路啓開計画を策定する。（土木部）
- ③ 県内行政機関等（警察・消防含む）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、庁舎・施設等の耐震・堅牢化、非常電源の確保、物資の備蓄、災害用装備資機材の整備拡充、災害時における職員の初動対応マニュアルの整備、具体的な被害想定に基づく訓練を行う等の取組を推進する。また、被災市町への県職員の派遣など、大規模災害時における広域的な応援体制の構築を推進する。（危機管理監、総務部、警察本部）
- ④ 災害時に防災拠点となる市町庁舎については、長崎県耐震改修促進計画による要安全確認計画記載建築物に指定することにより、耐震診断結果の報告を義務付け、その結果を公表し、防災拠点の耐震化を推進する。（土木部）
- ⑤ 地域の活力が低下し、定住人口が少なくなりすぎて、万一の際、復興できなくなる状態を回避していくため、地方創生の取組等、地域経済に活力を与え、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策に取り組む。（企画部）
- ⑥ 県内全域でまんべんなく地域防災の核となる人材を養成するため、各地において防災推進員養成講座を開催する。また、過去に受講を完了した者を対象としたフォローアップ研修会も開催し、地域防災力の維持向上を図る。（危機管理監）

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興ができなくなる事態

（重要業績指標）

【危機管理監】地域・職場の防災の担い手となる防災推進員の新規養成者数 未定（R2）→120人（R7 ※毎年度）

【土木】耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する大規模建築物のうち耐震性を有するものの割合 79%（R1）→90%（R7）

・別紙事業一覧 土木-建築1

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

（脆弱性の分析・評価、課題の検討）

- ① 石垣等も含め、文化財の耐震化、防災設備の整備等を進める必要がある。また、生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち、耐災害性を高めておく必要がある。この際、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する必要がある。（土木部）
- ② 文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承が必要である。（教育庁）
- ③ 博物館における展示方法・収蔵方法を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限に留める必要がある。また、展示物・収蔵物のほか、各地の有形無形の文化を映像等に記録（デジタル化）し、アーカイブしておく必要がある。（文化観光国際部、教育庁）
- ④ 地域の活力が低下し、定住人口が少なくなりすぎて、万一の際、復興できなくなることが、生活文化・民俗文化の喪失につながることを回避していくため、地方創生の取組等、地域経済に活力を与え、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策に取り組んでいく必要がある。（企画部）
- ⑤ 住民が住み慣れた地域に安心して住み続けることができるように、地域の生活や暮らしを守る活動について、行政だけではなく、自治会やNPOなど地域活動を行う多様な主体が参画し、支えあいながら、地域住民が主体となって取り組むことができる体制を構築しておく必要がある。（地域振興部）

（リスクへの対応方策の検討）（推進方針）

- ① 石垣等も含め、文化財の耐震化、防災設備の整備等を進める。また、生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち、耐災害性を高める。この際、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。（土木部）
- ② 文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承を図る。（教育庁）
- ③ 博物館における展示方法・収蔵方法を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限に留める必要がある。また、展示物・収蔵物のほか、各地の有形無形の文化を映像等に記録（デジタル化）し、アーカイブするなど、文化財の保護対策を図る。（文化観光国際部、教育庁）
- ④ 地域の活力が低下し、定住人口が少なくなりすぎて、万一の際、復興できなくなることが、生活文化・民俗文化の喪失につながることを回避していくため、地方創生の取組など、地域経済に活力を与え、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策に取り組む。（企画部）
- ⑤ 住民が住み慣れた地域に安心して住み続けることができるように、地域の生活や暮らしを守る活動について、行政だけではなく、自治会やNPOなど地域活動を行う多様な主体が参画し、支えあいながら、地域住民が主体となって取り組むことができる体制を構築する。（地域振興部）

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(重要業績指標)

なし

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

① 災害後の円滑な復旧・復興を図るためには、災害発生前の段階で予め土地の境界を明確にしておくことが重要であり、地籍調査は、法務局が行う「登記所備付地図作成作業」とともに大きな役割を担っている。国においては、令和2年度を初年度とする「第7次国土調査事業十箇年計画」を策定し、土地所有者が不明等の場合でも調査を進めることができるような新たな調査手続を導入しながら、防災対策や社会資本整備、都市整備等に資する地域の地籍調査を優先的に進めることとしており、県としても国の考え方に沿って地籍調査事業を着実に進めるとともに、実施にあたっては可能な限り筆界の特定に努める必要がある。(地域振興部)

② 復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等により、将来的に担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。また、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備及び稼働に必要な燃料供給のサプライチェーンの維持のため、いわゆるSS 過疎地問題の解決に向けた対策を進める必要がある。(土木部)

③ 高齢人口が増加し、今後大量の相続が発生する時期を迎える中、所有者不明土地が一層増加することが見込まれる。このため、所有者の全部又は一部が不明な土地について、一定の条件の下で収用手続を合理化する特例制度や、一定期間の利用権を設定し、公共的事業のために活用できることとする新制度、所有者の探索を合理化する仕組みの普及を図り、復旧復興のための用地確保の円滑化に資するよう必要がある。(土木部)

④ 被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検

(リスクへの対応方策の検討)(推進方針)

① 地籍調査事業を着実に進めるため、実施主体である市と連携を図りながら、国の優先採択地域の考え方に則した事業計画を策定し、必要な事業費を確保する。また、調査を進めるにあたっては、固定資産課税台帳記録情報等を活用した土地所有者の探索、所有者等が不明の場合の公告による筆界案調査、現地立会の代替としての図面送付等による調査など、新たな調査手続の活用について、実施市を指導し可能な限り境界の特定に努める。(地域振興部)

② 仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備及び稼働に必要な燃料供給のサプライチェーンの維持のため、いわゆるSS 過疎地問題の解決に向けた対策として、今なお高速交通ネットワークから取り残されている半島地域を中心に、西九州自動車道・九州横断自動車道(高規格幹線道路)の整備促進、島原道路・西彼杵道路(地域高規格道路)等の重点的な整備推進、東彼杵道路の事業化及び、島原天草長島連絡道路の早期実現をに向けた取組みを着実に進めるとともに、災害時においてける複数の代替ルートが選択可能となるよう、既存のネットワーク強化を図るため、国県道の計画的な整備を推進する。(土木部)

③ 所有者の全部又は一部が不明な土地について、一定の条件の下で収用手続を合理化する特例制度や、一定期間の利用権を設定し、公共的事業のために活用できることとする新制度、所有者の探索を合理化する仕組みの普及を図り、復旧・復興のための用地確保の円滑化に資するようにする。(土木部)

④ 被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する復興まちづくりイメージトレーニングの実施等を推進し、復興事前準備についての県内自治体への啓発を継続するとともに、県内自治体が復興事前準備に取り組みやすい環境を検討する必要がある。(土木部)

⑤ 被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、内閣府と連携して住家の被害認定調査の迅速化などの運用改善や、発災時に地方公共団体が対応すべき事項について、平常時及び発災時に説明会等を通じて周知していく必要がある。また、応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討し、方向性を示していく必要がある。(総務部、福祉保健部、土木部)

⑥ 大規模災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、地方公共団体に対し、平常時から応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を行っておくことを促していく必要がある。(福祉保健部、土木部)

⑦ 自宅を失う者が大量発生しないよう、住宅の耐震化や、災害リスクの高い場所へ地域人口が集中している状態を解消していくための合理的な土地利用を促す方策を検討し、取り組んでいく必要がある。(土木部)

討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する復興まちづくりイメージトレーニングの実施等を推進し、復興事前準備についての県内自治体への啓発を継続するとともに、県内自治体が復興事前準備に取り組みやすい環境を検討する。(土木部)

⑤ 被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、内閣府に要請し、住家の被害認定調査の迅速化などの運用改善や、発災時に地方公共団体が対応すべき事項について、平常時及び発災時に説明会を開催する。また、応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討し、地方公共団体に方向性を示す。(総務部、福祉保健部、土木部)

⑥ 大規模災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、地方公共団体に対し、平常時から応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を行っておくことを促す。(福祉保健部、土木部)

⑦ 自宅を失う者が大量発生しないよう、住宅の耐震化などや、災害リスクの高い場所へ地域人口が集中している状態を解消していくための合理的な土地利用を促す方策を検討し、取組を進める。(土木部)

(重要業績指標)

【地域】地籍調査進捗率 67.3% (R2) →72.7% (R7)

・別紙事業一覧 地域－土対1

【土木】高規格幹線道路・地域高規格道路の供用延長 135.9km (R2) →150.4km (R7)

・別紙事業一覧 土木－道建1

【土木】国県道の供用延長(累計) — (R2) →37.6km (R7)

・別紙事業一覧 土木－道建2

【土木】昭和56年5月31日以前の木造戸建住宅のうち耐震性を有するものの割合 85% (R2) →95% (R7)

・別紙事業一覧 土木－住宅3

8. 社会・経済が迅速かつ強靱な姿で復興できる条件を整備する	
8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	
<p>(脆弱性の分析・評価、課題の検討)</p> <p>① 地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策及び老朽化対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する流域減災対策を推進する必要がある。(土木部)</p>	<p>(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)</p> <p>① 地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策及び老朽化対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する流域減災対策を推進する。(土木部)</p>
<p>(重要業績指標)</p> <p>【土木】 高潮対策による海岸背後地の浸水被害軽減戸数 0戸 (R2) →338戸 (R7) ・別紙事業一覧 土木-港湾5</p> <p>【土木】 老朽化対策による海岸背後地の浸水被害軽減戸数 0戸 (R2) →81戸 (R7) ・別紙事業一覧 土木-港湾6</p> <p>【土木】 河川改修事業によって浸水被害が軽減される人家戸数 0戸 (R2) →755戸 (R7) ・別紙事業一覧 土木-河川3</p>	

8. 社会・経済が迅速かつ強靱な姿で復興できる条件を整備する	
8-6 住居の確保等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態	
<p>(脆弱性の分析・評価、課題の検討)</p> <p>① 本県が被災した際に組織的、迅速に建物や土地の危険度判定に取り掛かれる体制が整っていない。(熊本被災地では擁壁等の倒壊により道路が機能していなかった。長崎県内の住宅地は道路幅員が狭小な地区が多く、避難救助活動等に支障が生じるものと考えられる。(土木部)</p> <p>② 各市町(長崎市を除く)において仮設住宅用地となりうる候補地を選定しているが、すぐに建設可能な土地かの確認が必要である。また、応急仮設建設については、災害時に迅速かつ的確な対応ができるよう平時からの準備が必要である。(福祉保健部、土木部)</p> <p>③ 被害認定調査から罹災証明書の交付までの業務を迅速に行う必要がある。(総務部)</p>	<p>(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)</p> <p>① 大規模地震等による建築物及び宅地の被災状況をいち早く調査し、二次的な被害を防ぐため、「被災建築物応急危険度判定士」及び「被災宅地危険度判定士」の養成を継続して行い、判定活動の実施体制を確立するため、市町と連携した協議会を組織し、関係団体との協定を推進する。なお、判定の結果は、その後の罹災証明及び被災度区分の基礎資料となるため、関係機関との情報共有のあり方を検討する。(土木部)</p> <p>② 災害発生時の仮設住宅の早期建設のため、建設候補地の事前選定及び候補地リストの更新を行い、仮設住宅用地の確保に努める。また、災害時に迅速かつ的確に応急仮設建設ができるよう応急仮設建設ガイドラインの策定を進める。(福祉保健部)</p> <p>③ 市町の罹災証明発行事務が円滑に行われるよう、被害認定調査から罹災証明書の交付までの業務に関する研修会等を国の防災担当機関と連携して実施する。(総務部)</p>

8. 社会・経済が迅速かつ強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-6 住居の確保等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

(重要業績指標)

【土木】耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する大規模建築物のうち耐震性を有するものの割合 79% (R1) →90% (R7)

・別紙事業一覧 土木-建築1

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-7 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による県内経済等への甚大な影響

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 大規模災害発生による、本県の貴重な自然環境への影響について、正確な情報を収集し、必要に応じ関係機関へ情報提供を行っていく必要がある。(県民生活環境部)
- ② 平時から、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）における災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を確認し、関係省庁及び地方公共団体で共有し、災害からの復旧復興施策や発災時の被災者支援の取組を行う地方公共団体等の対応力向上を図る必要がある。(水産部、土木部)
- ③ 大規模災害発生時における、金融決済機能の継続性の確保のためには、金融機関におけるBCP等の策定及びその実効性の確保が必要であることから、関係機関と連携しながら、BCP等の作成や、その実効性の検証等を実施していく必要がある。(産業労働部)
- ④ 大規模自然災害時にサプライチェーンが致命的な被害を受けないよう、製造業、物流事業者のBCP等の策定、とりわけ、進捗が遅れている中小企業について重点的に進めるとともに、荷主と物流事業者が連携したBCP等の策定を促進する必要がある。(産業労働部)

(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)

- ① 大規模災害発生による、本県の貴重な自然環境への影響について、正確な情報を収集し、必要に応じ関係機関へ情報提供を行っていく。(県民生活環境部)
- ② 平時から、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）における災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を確認し、関係省庁及び地方公共団体で共有し、災害からの復旧復興施策や発災時の被災者支援の取組を行う地方公共団体等の対応力向上を図る。(水産部、土木部)
- ③ 大規模災害発生時における、金融決済機能の継続性の確保のためには、金融機関におけるBCP等の策定及びその実効性の確保が必要であることから、関係機関と連携しながら、BCP等の作成や、その実効性の検証等を実施していく。(産業労働部)
- ④ 大規模自然災害時にサプライチェーンが致命的な被害を受けないよう、製造業、物流事業者のBCP等の策定、とりわけ、進捗が遅れている中小企業について重点的に進めるとともに、荷主と物流事業者が連携したBCP等の策定を関係機関と連携しながら促進していく。(産業労働部)

(重要業績指標)

なし

9. 離島・半島の孤立地域の発生を回避する

9-1 離島・半島のインフラ損壊による孤立地域の発生

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 離島内で道路の寸断により孤立集落が発生した場合は資材・装備・人員が乏しい地域もあり、復旧への時間がかかり孤立化が長期化する危険性を孕んでいるため、対応方を検討する必要がある。(土木部)
- ② 陸・海・空の物資輸送ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進めるとともに、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。多くの離島半島を有する本県における港においては、陸上輸送の寸断に備え、海上輸送の拠点となっている港の耐震・耐波性能を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策を推進する必要がある。(地域振興部、水産部、土木部)
- ③ 孤立離島の発生の抑制と長期化を回避するため、本土離島間及び離島間に就航している定期航路が利用する港湾の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策を着実に推進する必要がある。(土木部)
- ④ 離島・半島の海上輸送の拠点となっている港の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策を推進するとともに航路啓開計画の策定、広域的な物資拠点の選定等の物流施設・ルートの耐災害性を高める取組が必要であり、それらの取組を推進する必要がある。(土木部)
- ⑤ 離島における港湾BCPの実効性を高める検討をおこなう必要がある。(土木部)
- ⑥ 島内の生活圏と空港・港湾とを結ぶ道路の防災、震災対策、アクセス性向上等を進めているが、進捗が途上であること、島内で大規模の災害が発生した場合に現状の施策では、十分に対応出来ないおそれがある等の課題があるため、進捗を推進するとともに、対応策を検討する必要がある。(土木部)
- ⑦ 半島地域は、県中枢からも遠く離れた交通不便地にあり、物流・交通ネットワークとしては、陸上交通施設が主となっている。このため、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築、道路の防災、震災対策、リダンダンシーの向上を進めているが、半島地域においては、地形的要因もあり、進捗が途上であること、広域的かつ大規模の災害が発生した場合には現状の施策では十分に対応できないおそれがある等の課題があ

(リスクへの対応方策の検討)(推進方針)

- ①② 陸・海・空の物資輸送ルートを実際に確保するため、陸上輸送の寸断に備え、海上輸送の拠点となっている港の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策を着実に推進するとともに、道路の防災・耐震対策、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築、県有車両の活用、民有車両の借上げ、定期旅客航路の予備船等の借上げ、建設業協会との災害支援協定に基づく航路啓開等の支援、ヘリコプターによる空中輸送体制の確立、国に対する自衛隊の災害派遣要請、海上保安部への支援要請、燃料等確保のための関係業界への協力要請等により輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。(地域振興部、水産部、土木部)
- ③④ 離島地域における行政機関の機能を守る周辺対策(防災機能の向上として、未改良区間の整備、防災・老朽化・耐震対策等)を実施し、既存の国県道の強靱化、海上輸送の拠点となっている港の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波・風水害対策、治山対策等)の着実な進捗を図る。(土木部)
- ⑤ 離島における台風等による高潮・高波・暴風等への対応を追加し、また毎年大規模災害を想定した訓練を実施していく等、港湾BCPの実効性を高める検討をおこなう。(土木部)
- ⑥ 離島における交通施設の災害対応力を強化するための対策(国県道の計画的な整備、道路の防災、耐震対策、空港・港湾までのアクセス性の向上等)を推進し、緊急輸送道路の耐災害性の強化を図ることにより、輸送モード間の連携を確保する。(土木部)
- ⑦ 半島における交通施設の災害対応力を強化するための、西九州自動車道・九州横断自動車道(高規格幹線道路)の整備促進、島原道路・西彼杵道路(地域高規格道路)等の重点的な整備推進、東彼杵道路の事業化及び島原天草長島連絡道路の早期実現に向けた取組みの実施によるリダンダンシーの向上を着実に推進する。さらに、災害時の半島地域における孤立集落を防ぐため、防災機能策の向上として、未改良区間の整備、防災・老朽化・耐震対策等を

9. 離島・半島の孤立地域の発生を回避する

9-1 離島・半島のインフラ損壊による孤立地域の発生

るため、進捗を推進するとともに対応方策を検討する必要がある。(土木部)

- ⑧ 公共交通機関が脆弱な離島では、日常生活を営むうえでの重要な移動手段として石油製品を燃料とする自家用車を使用しているが、石油製品は島外から輸送されてくるものに依存しており、災害や有事が発生し、その供給が遮断された場合は、県民生活が停滞するおそれがあることから、移動手段の確保による安定した県民生活の維持が必要である。(産業労働部)
- ⑨ 離島の自治体や警察・消防等防災機関職員の被災により、救出救助等災害応急対策をおこなう要員に欠員が生じるおそれがあり、またその欠員を補う支援要員が到着するまでに相当の時間を要する。(福祉保健部、警察本部ほか)
- ⑩ 離島・半島の自治体や警察・消防等防災機関は、大規模災害の発生に際し、災害応急対策の拠点や被災住民の一時的な避難場所となるが、電気・水道・通信回線等のライフラインが供給途絶するおそれがある。(総務部、警察本部ほか)
- ⑪ 半島においても、沿岸部を通る国道・県道等が地震・津波によって、また山間部を通る国道・県道等が地震・土砂災害によって破壊され孤立するおそれがある。更に、道路の損壊状況によっては、支援要員の到着に時間を要する。(警察本部)

実施し、既存の国県道の強靱化を図る。(土木部)

- ⑧ 島外から輸送されてくる石油製品に過度に依存することなく、災害や有事が発生し、その供給が遮断された場合でも、安定した県民生活が維持できるよう、EV・PHEV車が活用可能な電力供給体制を維持するため、エネルギーマネジメントシステムの構築を支援する。(産業労働部)
- ⑨ 特に、離島において大規模災害が発生した場合に備え、住民及び災害応急対策従事者の非常食糧等について、計画的な備蓄をおこなう。(危機管理監、福祉保健部、警察本部ほか)
- ⑩⑪ 電源供給の途絶や通信回線のライフラインの途絶に備え、耐災害性の強化や代替手段の検討に取り組む。(総務部、警察本部ほか)

(重要業績指標)

- 【土木】海上交通ネットワークの拠点となる港湾の整備率 25% (R2) →83% (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木-港湾2
- 【土木】老朽化対策による港湾施設の整備率 14% (R2) →69% (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木-港湾4
- 【土木】高規格幹線道路・地域高規格道路の供用延長 135.9km (R2) →150.4km (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木-道建1
- 【土木】国県道の供用延長(累計) - (R2) →37.6km (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木-道建2
- 【土木】道路斜面等の要対策箇所対策完了箇所数 128箇所 (R2) →206箇所 (R7)
 - ・別紙事業一覧 土木-道維2

9. 離島・半島の孤立地域の発生を回避する

9-1 離島・半島のインフラ損壊による孤立地域の発生

【土木】トンネルの補修実施橋梁数 8施設 (R2) →59施設 (R7)

・別紙事業一覧 土木-道維3

【土木】橋梁の補修実施橋梁数 87橋 (R2) →197橋 (R7)

・別紙事業一覧 土木-道維4

【土木】国道・県道の補修基準値を下回る区間における舗装補修延長 (R 2～R 7の累積) 0 k m (R2) →150 k m (R7)

・別紙事業一覧 土木-道維6

【土木】高潮対策による海岸背後地の浸水被害軽減戸数 0戸 (R2) →338戸 (R7)

・別紙事業一覧 土木-港湾5

【土木】河川改修事業によって浸水被害が軽減される人家戸数 0戸 (R2) →755戸 (R7)

・別紙事業一覧 土木-河川3

【土木】土砂災害から保全される人家戸数 53,600戸 (R2) →56,200戸 (R7)

・別紙事業一覧 土木-砂防3